

平成30年

## 第4回美濃市議会定例会会議録

平成30年 9月 4日 開会

平成30年 9月28日 閉会

美 濃 市 議 会

# 平成30年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)	ページ
議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	1
出席議員 .....	1
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者 .....	2
職務のため出席した事務局職員 .....	2
市長挨拶 .....	3
開会・開議の宣告 .....	5
諸般の報告及び行政諸般の報告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
議案の上程 .....	6
議案の説明	
承第5号(総務部長 北村道弘君) .....	6
休憩 .....	7
再開 .....	7
質疑 .....	7
委員会付託省略(承第5号) .....	7
討論 .....	7
議案の採決 .....	7
議案の上程 .....	8
議案の説明	
認第1号(副市長 柴田徳美君) .....	8
認第2号・認第3号・認第6号・認第7号・議第56号・議第59号 (民生部長 篠田博史君) .....	11
休憩 .....	16
再開 .....	16
認第4号・認第5号・認第9号・議第57号・議第58号・議第60号 (建設部長 古川雄太君) .....	16
認第8号(美濃病院事務局長 林信一君) .....	21
議第55号(総務部長 北村道弘君) .....	24
議案の上程 .....	26
議案の説明	

議第61号・議第62号（市長 武藤鉄弘君）	26
休憩	27
再開	27
質疑	27
委員会付託省略（議第61号・議第62号）	27
討論	27
議案の採決	27
議案の上程	28
議案の説明	
請第1号（4番 永田知子君）	28
休会期間の決定	29
散会の宣告	29
会議録署名議員	30

## 第 2 号 （9月18日）

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	31
職務のため出席した事務局職員	32
開議の宣告	33
会議録署名議員の指名	33
認第1号から議第60号までと市政に対する一般質問	33
1 辻 文男議員	33
1. 防災対策について	33
① 自治会長の役割をどのように考えているか。	
② 自治会長への連絡・指示はどのようなか。また、それは適切と考えるか。	
③ 避難訓練は自治会単位で継続することが必要であると考えているがいかがか。	
④ 市が毎年恒例として実施している総合防災訓練との兼ねあいをどのように考えるか。	
⑤ 迅速かつ正確な情報提供は最優先すべきと考えるが、現状の伝達手段についてどのように考えるか。	
2. 美濃市総合計画について	40
① 次期総合計画の策定にあたり、新たな条例の制定が必要と考えるが、制定の時期はいつ頃と考えているか。	

② 議会との関わりについて、どのように考えるか。	
③ 総合計画で定める計画期間は4年間の市長任期と合わせるのが適切と考える がいかがか。	
3. 決算報告等のデータからみる武藤市政について .....	43
① 将来負担比率と基金総額と標準財政規模の比率との相関からみて、市長の目 指す市民サービスの提供と市民の満足度をどのように考えるか。	
休憩 .....	47
再開 .....	47
2 古田 豊議員 .....	47
1. 人口減少社会に対する危機感と今後の方針について .....	47
① 人口減少という大波への対応について、方針を示す必要があると思うが、市 長の考えはどのようなか。	
2. 大規模災害の備えについて .....	51
① 美濃市には、一時避難所と指定避難所があるがどちらへ避難したらよいのか。 冷暖房設備と発電設備のある避難所はあるか。	
② 車いす・洋式トイレはあるのか。毛布は十分あるか。	
③ 市街地における大規模火災や地震発生時の避難所は何ヶ所あるか。	
④ 大規模災害発生時の救護所はあるか。医師会などとの協力体制はできている か。	
⑤ 避難指示の判断は難しいと思うが何を基準に判断するのか。また、避難がで きない人や避難をしない人に対する対策はどのようなか。	
⑥ 山崎大橋の近くにライブカメラを設置できないか。	
⑦ 中小河川の浚渫（しゅんせつ）を早急にできないか。	
休憩 .....	56
再開 .....	56
3 古田秀文議員 .....	56
1. 美濃市の個性を生かしたまちづくりについて .....	56
① 伝統的建造物群保存地区以外の歴史的風致形成建造物の調査と結果はどのよ うか。	
② 保存地区以外の歴史的風致形成建造物や、その候補となりうる家屋等に対し、 修景助成制度設置の必要性を感じるが市の考えはどのようなか。	
2. 市の防犯・防災対策について .....	59
① 小学校で現在とっている通学路での防犯対策はどのようなか。	
② 公共施設をはじめ、児童の通学路などでの防犯カメラ等のセキュリティ対策 はどのようなか。	
③ 防犯カメラ等の設置により、地域の犯罪抑止力の向上を図ることは重要と思	

うがいかがか。	
3. 防災無線のデジタル化について	63
① 昨年度実施したデジタル波の到達調査の結果はどのようなか。	
② 今回の調査結果をふまえ、デジタル化によるメリット・デメリットはどのようなか。	
③ デジタル化に向けた今後の動きはどのようなか。	
4. 美濃市行政のイノベーションについて	65
① 行政事務や職員の働き方に対する課題と取り組みはどのようなか。	
休憩	67
再開	68
4 永田知子議員	68
1. 学校給食費の無償化について	68
① 美濃市の学校給食費の助成の実績はどのようなか。	
② 学校給食費の無償化に必要な金額はどれくらいか。また、無償化はできないか。	
2. 「特別の教科 道徳」について	71
① 新しい教科書を用いた美濃市の取り組みはどのようなか。	
② より適切な評価を行うための教師の取り組みはどのようなか。	
3. 「留守家庭児童教室」の環境整備について	74
① 予想された暑さへの対策や、衛生管理の重点対策はどのようなか。	
② 空調設備等暑さに備えるための点検はどのように行われているのか。	
③ 市長や担当課職員の児童教室への定期的視察の計画はできないか。	
④ 指導員確保に向けたこれまでの取り組みに加え、新たに対策はあるのか。	
⑤ 利用者の思いを探る、アンケート実施はできないか。	
委員会付託（認第1号から議第60号まで）	80
休会期間の決定	80
散会の宣告	80
会議録署名議員	81

第 3 号 （9月28日）

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	84
説明のため出席した者	84
職務のため出席した事務局職員	84

開議の宣告	85
会議録署名議員の指名	85
議案の上程	85
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君	85
民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君	86
委員長報告に対する質疑	87
討論	87
議案の採決	88
議案の上程	91
議案の説明	
市議第2号（2番 梅村辰郎君）	91
市議第3号（3番 梅村栄一君）	92
休憩	93
再開	93
質疑	93
委員会付託省略（市議第2号及び市議第3号）	94
討論	94
議案の採決	94
閉会の宣告	94
市長挨拶	94
会議録署名議員	96
総務産業建設常任委員会審査報告書	97
民生教育常任委員会審査報告書	97

美濃市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成30年9月4日に平成30年第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成30年8月28日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

平成30年度美濃市一般会計補正予算（第2号）

1、平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1、平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定について

1、平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定について

1、平成30年度美濃市一般会計補正予算（第3号）

1、平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1、平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1、平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）

1、平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）

1、平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1、美濃市教育委員会委員の任命について

1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成30年9月4日

平成30年第4回美濃市議会定例会会議録（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 9 月 4 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 5 号 専決処分の承認について  
平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 認第 1 号 平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 2 号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 3 号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 4 号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 5 号 平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 6 号 平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 7 号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 8 号 平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第 9 号 平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第55号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第56号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第57号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第58号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第59号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第60号 平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第19 議第61号 美濃市教育委員会委員の任命について
- 第20 議第62号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 請第 1 号 「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第21までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 2 名 )

2 番	梅 村 辰 郎 君	3 番	梅 村 栄 一 君
4 番	永 田 知 子 君	5 番	古 田 秀 文 君
6 番	岡 部 忠 敏 君	7 番	辻 文 男 君
8 番	庄 司 義 廣 君	9 番	古 田 豊 君
10 番	太 田 照 彦 君	11 番	森 福 子 君
12 番	山 口 育 男 君	13 番	佐 藤 好 夫 君

---

欠席議員（1名）

1 番 豊澤正信君

---

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選管事務局長	瀬瀬敬久君
秘書課長	西部睦人君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

先日の7月豪雨により、多数の方が被災されました。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、市内を含め、被災されました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

本日は、平成30年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、本日は午後から台風21号の影響が懸念されますので、円滑な議事進行に皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

---

### 市長挨拶

○議長（森 福子君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第4回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、6月28日から7月8日までの間、台風7号及び梅雨前線等によりまして、集中豪雨が発生しました。西日本を中心に広い範囲におきまして災害が発生いたしました。このたびの西日本豪雨災害により亡くなられた多くの皆様の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興、復旧を心よりお祈りするものでございます。

本市におきましても、7月5日から8日にかけて4日間ではありますが、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令したところであり、避難所への避難者は延べ728名に上りました。特に7月8日午前0時40分には、大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表され、人的被害はなかったものの、曾代地内では土砂災害により国道156号線が一時通行止めとなるなど、市内各地で河川、砂防、県道、市道などが被災を受けたところであります。現在、国、県、市におきましては、早期の復旧に向け取り組んでいるところでございます。

また、ことしの本市の夏の一番のニュースといたしましては、8月8日に記録いたしました気温が41.0度、美濃市で観測史上最も高くなりました。国内でも2番目となる気温に当たります。昨日までに35度以上の猛暑日が36日に上り、うち40度を超えた日は4日もありました。昨年は猛暑日が6日でしたので、いかにことしが異常気象であったのか、いかに暑かったかということが思われます。そうしたことから、8月9日から14日までの間、うだつの上がる町並みにおいて1日3回散水車を走らせ、観光に来ていただいた方々、あるいは市民の方々に対して暑さ対策を実施したところであります。

次に、9月2日には、県と連携した防災訓練を実施いたしました。自衛隊、消防署、警察署、国道事務所、消防団、建設協力会、赤十字奉仕団を初めとする総勢43団体、約1,700名

に御参加いただいたところであります。各種団体の皆さん、市民の皆さんによる訓練のほか、岐阜県との合同訓練としては、防災ヘリによる偵察訓練、県警による検視訓練、県とのテレビ会議による情報伝達訓練などを行いました。なお、市の災害対策本部の運営訓練などについては、CCNにも協力いただき、災害対策本部の状況などを生放送により伝えていただいたところであります。参加いただきました議員各位、関係団体、関係者の皆様に対し、厚くお礼を申し上げたいと思います。市民の皆様には、さまざまな訓練に取り組んでいただき、日ごろの災害に対する備えとして、いざというときの一助となったのではないかと考えております。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、災害復旧に伴う専決処分の承認が1件、平成29年度決算認定が9件、補正予算が5件、美濃市教育委員会委員の任命など人事案件が2件、その他1件、合計18件でございます。議案の内容につきましては、後ほど担当部長から説明を申し上げます。

なお、平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきましては、厳しい財政状況の中でありましても、健全財政を堅持しつつ、歳出の削減に努めながら、市民総参加による笑顔あふれる元気な美濃市づくりを目指し、選択と集中の観点に立って施策や事業の優先化を図り、本市が直面する人口減少と地域経済の活性化という課題に対し、一体的、持続的に取り組んできたところであります。

一般会計の決算額は、歳入で100億5,607万円余、歳出では95億9,440万円余となり、4億6,166万円余の黒字決算となりました。経常収支比率は94.1%になりましたが、実質公債費比率は10.8%、将来負担比率は36.5%と、厳しい中にも改善が見られる数値となりました。健全財政を進めることができたものと考えております。

歳入の主なものは、市税が30億2,620万円余、1.5%の増加、地方交付税が27億45万円余、これは4.3%の減であります。国庫支出金10億7,157万円余は7.3%の増、市債は5億8,883万円余で33.1%増加、基金では主なものは特定目的基金の市民わくわくふれあい施設整備基金に1億7,833万円余、公共施設整備改修等基金には1億3,730万円余を積み立てることができました。

歳出につきましては、平成29年度の本市の予算は、地方創生に向けた本格的な取り組み実施後継続年度であったことから、限られた財源を目的達成のために投資し、第5次総合計画の後期計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略における重点施策の推進に努めたところであります。

特に3つの重点項目として、防災力の強化、美濃和紙の振興、健康年齢向上を上げ、積極的に取り組んできたところであります。

防災力の強化につきましては、市庁舎に72時間対応の非常用電源を設置し、庁舎の屋根、外壁の防水工事も同時に進めながら、災害時に対策本部となる市庁舎防災力の向上に努めたところであります。

美濃和紙の振興につきましては、9月に海外トップセールスとして、知事とともにフラン

スにおいてユネスコジャパンウィークに参加し、本美濃紙の出展を初め、世界遺産や美濃市の観光についてPRしてまいりました。また、本美濃紙職人の後継者育成のため、育成研修を開始し、美濃和紙産業の活性化を進めてまいりました。

健康年齢向上への取り組みにつきましては、美濃病院健診棟を活用した各種健診の推進、健康フェアや各種健康講座の開催、認知症予防のためのオレンジビクス体操の普及などを進め、健康年齢5歳アップを目指して取り組んでまいりました。

このほか旧片知小学校を改修した美濃和紙用具類ミュージアムふくべ、旧下牧小学校を改修したみの木工工房FUKUBEの整備、美濃小学校の大規模改造事業、うだつの上がる町並みにございます旧松久邸の活用事業者の決定、市内中学生のアマルフィ市との交流事業、以安寺山整備の着手などさまざまな事業に取り組んでまいりました。

次に、企業会計決算でありますけれども、病院事業会計では1,361万円余の純利益、上水道事業会計では5,860万円余の純利益となりました。

次に、特別会計であります。交通災害共済事業特別会計につきましては、歳入歳出とも5,425万円余で、事業廃止に伴い清算を行いました。

国民健康保険特別会計など5つの特別会計の決算額についてであります。いずれの会計も黒字決算となっております。各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたものと考えております。

いずれの事業の実施に当たっても、市民目線に立った行政施策の提供、次世代に過度な負担を残さない行政運営に努めたところであります。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたします案件は、決算の認定、補正予算、人事案件、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、台風21号が本日4時ごろ美濃市に最接近すると、こんな予報が出ております。その対応につきましても万全を期してまいりますので、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（森 福子君） ただいまから平成30年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時13分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（森 福子君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告、報第7号、地方自治法施行令第243条の3第2項の規定による株式会社美濃にわか茶屋の経営状況説明の書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（森 福子君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 古田秀文君、6番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（森 福子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月28日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月28日までの25日間と決定いたしました。

---

### 第3 承第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 日程第3、承第5号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第5号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第5号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプの1、議案集の4ページをお開きください。

専第6号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年8月10日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、本年7月8日未明、本市においても大雨特別警報等が発表されました西日本豪雨災害において、道路冠水や河川氾濫に対する応急復旧事業に対応した事業費が確定したための補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ1,679万2,000円を追加して、補正後の予算総額を94億4,629万円にしたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の11款 災害復旧費は1,679万2,000円を追加して1,781万2,000円とするもので、市内各所の道路や河川の土のう設置や土砂、流木撤去などの道路橋梁、河川災害復旧事業費でございます。財源は全て一般財源でございます。

7ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、承第5号の説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

---

再開 午前10時20分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと求めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第5号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、承第5号はこれを承認することに決定いたしました。

---

#### 第4 認第1号から第18 議第60号まで（提案説明）

○議長（森 福子君） 日程第4、認第1号から日程第18、議第60号の15案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、認第1号について、副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） おはようございます。

それでは、認第1号 平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

その前に、内閣府の8月発表によります東海地域の経済動向についてでございますが、景気は緩やかに回復している、鉱工業生産は緩やかに増加している、個人消費は持ち直している、雇用情勢は着実に改善していると発表しております。

美濃市の平成29年度決算におきましては、収入の柱でございます市税のうち、法人市民税とたばこ税は前年度を下回りましたが、個人市民税や固定資産税などが上回ったことによりまして、全体では微増ということになりました。一部の財政指標も改善傾向にありますが、依然として厳しい財政状況が続いておるところでございます。

こうした状況の中で、先ほど市長の挨拶のほうにもありましたように、第5次総合計画後期基本計画及び美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました目標の達成に向けまして、地域の特性を生かした魅力ある施策を展開するとともに、限られた財政を有効に活用するため、費用対効果を検証し、行政コストの縮減を行い、持続可能な財政運営に努めてまいりました。

美濃市の基本理念の「市民が創るキラリと光るオンリーワンのまちづくり」、また将来都市像であります「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現を目指し、各種の事業を効果的、効率的に推進しまして、未来に向けて市民の最大の幸福と明るい希望が持てる笑顔あふれる元気な美濃市づくりを進めているところでございます。

それでは、赤スタンプの3番、平成29年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明を申し上げます。

最初に1ページをお願いします。

一般会計の決算の概要でございます。下段の表をごらんください。

平成29年度の歳入は100億5,607万5,460円、歳出は95億9,440万8,348円で、歳入歳出差引額は4億6,166万7,112円となっております。このうち翌年度繰越財源としては8,479万2,890円で、実質収支額は3億7,687万4,222円の黒字決算となりました。平成28年度と比較いたしますと、歳入は3億9,478万7,888円、率にしまして4.1%の増、歳出は4億1,721万4,002円、率にしまして4.5%の増となっております。

次に2ページをお願いします。

一般会計の決算状況でございます。

下段の表は歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

収入の主な科目の決算額を説明いたします。

1款 市税は30億2,620万8,000円で、構成比は30.1%、前年度比1.5%の増となっております。主な要因といたしまして、景気の回復によります市民税の個人分と新築家屋などに伴います固定資産税の増額によるものでございます。

少し下へ飛びまして、10款 地方交付税は27億45万5,000円で、構成比は26.8%、前年度比4.3%の減となりました。この要因は、トップランナー方式による単位費用の見直しなどに伴います基準財政需要額の減によるものでございます。

次に、14款 国庫支出金は10億7,157万3,000円で、構成比10.7%、前年度比7.3%の増となっております。これは、美濃橋修復事業及び小学校大規模改造事業の繰越分に伴うものでございます。

次に、15款 県支出金は5億9,337万1,000円で、構成比5.9%でございます。

少し飛びまして、19款 繰越金は4億8,409万3,000円で、構成比4.8%、前年度比9.8%の減となりました。

21款 市債は5億8,883万1,000円で、構成比5.9%、前年度比33.1%の増となりました。この要因は、小学校大規模改造事業に伴う起債によるものでございます。

以上が歳入の状況、各款別の主なものでございます。

次に3ページをごらんください。

これは、収入の状況を自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分した財源内訳の状況でございます。

合計欄をごらんください。

自主財源は45億4,553万円で、構成比は45.2%、前年度比6.3%の増となっております。依存財源は55億1,054万5,000円で、構成比は54.8%でございます。一般財源は73億1,578万6,000円で、構成比は72.7%、特定財源は27億4,028万9,000円で、構成比27.3%となっております。

次に6ページをお願いします。

歳出の状況でございます。

款別に主な科目を御説明申し上げます。

2款 総務費は15億2,804万7,000円で、構成比は15.9%、前年度と比較しまして11.9%の増で、本庁舎施設改修事業によるものでございます。

3款 民生費は27億704万3,000円で、構成比は28.2%、前年度比0.3%の増加となっております。これは、歳出の中で最も多くの支出額を占めておるものでございます。

8款 土木費は15億6,359万3,000円で、構成比は16.3%、前年度比11%の増で、美濃橋修復事業によるものでございます。

10款 教育費は11億1,567万4,000円で、構成比は11.6%、前年度比較では22.4%の増でございます。これは、小学校大規模改造事業及び旧片知小学校美濃和紙用具拠点整備事業によるものでございます。

次に7ページをごらんください。

こちらは、歳出の状況を性質別に区分したものでございます。

1から3までの人件費、扶助費、公債費の義務的経費は36億2,681万6,000円で、前年度と比較しますと7,003万6,000円、率にして1.9%の減となっております。その内訳は、人件費が2.9%の減、扶助費が0.3%の増、公債費が4.7%の減となっております。主な増減理由としまして、人件費は職員構成の変更による減、扶助費は保育所、認定こども園、施設型給付経費及び障がい者総合支援給付等事業などによる増額でございます。公債費は、企業債の完済や建設地方債の発行抑制による元利償還金の減などでございます。

それから4から10の物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を合計いたしますと47億2,150万3,000円となりまして、前年度と比較しますと6,628万8,000円の増となっております。この主な理由としましては、維持補修費や企業会計への補助費の増加によるものでございます。

次に、11の投資的経費は12億4,608万9,000円となり、前年度と比較しますと4億2,096万1,000円の増額で、率にしまして51%の増となっております。この要因としまして、小学校大規模改造事業及び本庁舎施設改修事業や災害復旧事業費の増によるものでございます。なお、災害復旧事業費は平成29年8月の豪雨によりまして被害を受けました市内北部地域の河川及び林道の復旧工事でございます。

次に10ページをお願いします。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各会計の赤字の程度を指標化したものでありますが、一般会計を初め、全ての会計について赤字とはなっておりません。

次に11ページをお願いします。

実質公債費比率につきましては10.8%と、前年度に比べまして0.4%縮小しております。早期健全化基準の25%を下回っております。

中段の将来負担比率でございますが36.5%と、早期健全化基準の350%を大きく下回っておりまして、前年度と比較しますと12.9%の減少となっております。

次に、資金不足比率につきましては、各公営企業会計とも資金不足額は生じておりません。

次に13ページをお願いします。

財政指標等の状況についてでございます。この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から最下段の人口1人当たりの地方債現在高までを掲載しております。団体の区分としましては、平成29年度の欄には県下都市平均及び全国で本市と人口及び産業構造が類似しております団体の平均の数値を参考に掲載してございます。

表の上から4行目になりますが、標準財政規模は57億8,152万6,000円で、前年度と比較い

たしまして6,720万4,000円の減、財政力指数は0.545で、前年度から0.011ポイント上昇しましたが、県下都市平均と比較いたしますと0.075ポイント下回っておるところでございます。

実質収支比率は6.5%で、前年度より0.1ポイント上回りましたが、公債費負担比率は8.4%で、0.5ポイント前年度より下回っております。

8行飛びまして、積立金現在高のうち財政調整基金は22億5,342万円で、前年度から8,905万円の減額となりました。

そこから7行下になりますが、表の中ほどの地方債現在高は65億5,279万円で、前年度から519万9,000円の減額となりましたが、人口1人当たりの現在高にしますと、表の一番下の欄になりますけれども、31万3,051円となりまして、人口の減少によりまして前年度より4,324円の増額となっております。

表の中ほどに戻りまして、経常収支比率につきましては、普通交付税などの経常的一般財源の減少や経常的な扶助費、補助費等及び繰出金などに対する充当一般財源が増加したため、94.1%となり、前年度より0.7%上昇しております。

14ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に認第2号、認第3号、認第6号、認第7号、議第56号、議第59号の6案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） おはようございます。

それでは、認第2号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

交通災害共済事業は、加入率の低迷とともに、民間保障制度の普及・充実ということから、平成28年度をもって事業を終了しましたが、平成29年3月31日以前に発生した交通事故に係る共済給付金の請求及び支給に対応するため、平成29年度は繰越金等を充てておりました。事業廃止に伴い、準備積立金と特別会計の残金は一般会計へ繰り出し、新たな基金へ移行となります。

それでは、赤スタンプ2の決算書134ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額歳出総額ともに5,425万8,642円となりました。

次に125ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額につきましては収入済額で説明させていただきます。

1款 繰入金5,281万1,000円は交通災害共済準備積立金で、事業廃止に伴い一般会計へ繰り出すために基金から一旦特別会計へ繰り入れを行ったものです。

2款 繰越金121万2,078円は、前年度からの繰越金でございます。

3款 財産収入23万5,564円は、交通災害共済準備積立金の運用収入でございます。

4款 諸収入は預金利子ですが、29年度はございませんでした。

以上、歳入合計は5,425万8,642円でございます。

127ページに移りまして、歳出の1款 交通災害共済事業費の支出済額は5,425万8,642円で、準備積立金、事業費等合わせて一般会計へ繰り出しております。

歳入歳出ともに5,425万8,642円となり、129ページの歳入歳出差引残額が0円となり、美濃市交通災害共済事業特別会計を廃止いたしました。

130ページ以降の説明は省略させていただきます、認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第3号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、平成29年度末で世帯数は3,003世帯、被保険者数5,119人となっており、前年度末に比べて世帯数は161世帯の減、被保険者数は328人の減少となっております。

それでは、決算書の164ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が29億2,955万7,654円、歳出総額は27億5,211万9,208円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億7,743万8,446円でございます。

次に135ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額は歳入済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 国民健康保険税は6億1,121万5,000円で、歳入中の構成比は20.86%です。なお、不納欠損額は688万1,000円で、収入未済額は2億454万2,000円となりました。

2款 使用料及び手数料28万5,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金4億2,824万9,000円は、療養給付費等負担金や財政調整交付金のほか、高額医療費共同事業負担金や特定健康診査等負担金が含まれております。

4款 療養給付費交付金4,410万5,000円は、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金は8億1,682万5,000円でございます。

6款 県支出金1億4,568万5,000円は、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金のほか、特定健康診査等負担金、国民健康保険助成金等がございます。

7款 共同事業交付金5億4,539万2,000円は、岐阜県国保連合会からの高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

8款 財産収入156万4,000円は、国保財政調整基金の運用利子でございます。

9款 繰入金1億8,521万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

137ページに移りまして、10款 繰越金1億4,222万6,000円は前年度からの繰越金でございます。

11款 諸収入879万7,000円は、保険税の延滞金、第三者納付金、資格喪失者からの返納金などがございます。

以上、歳入合計は予算現額29億4,215万7,000円に対し、調定額31億4,098万1,000円、収入

済額29億2,955万8,000円となっております。

139ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 総務費4,509万6,000円は、職員人件費、賦課徴収の事務経費、電算機器の使用料、各種団体への負担金等でございます。

2款 保険給付費15億9,075万7,000円は、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費高額医療費、出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款 後期高齢者支援金等2億9,785万4,000円は、75歳以上の後期高齢者医療へ国保が支援するものでございます。

4款 前期高齢者納付金等109万6,000円は、65歳以上74歳以下の前期高齢者の医療のための納付金でございます。

5款 老人保健拠出金は7,000円でございます。

6款 介護納付金1億1,426万6,000円は、40歳以上65歳未満の2号被保険者分の介護納付金でございます。

7款 共同事業拠出金5億9,295万6,000円は、岐阜県国保連合会で行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。

8款 保健事業費1,609万1,000円は、特定健診、保健指導及び人間ドック受診に対する助成や、市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

9款 基金積立金7,597万9,000円は、国保財政調整基金積立金でございます。

141ページに移りまして、10款 公債費は不執行でございます。

11款 諸支出金1,801万8,000円は、前年度補助金確定に伴います国・県への返還金等でございます。

12款 予備費は不執行でございます。

以上、歳出合計は予算現額29億4,215万7,000円に対し、支出済額は27億5,211万9,000円となりました。

143ページ以降の説明は省略させていただきますして、認第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第6号 平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上人口は7,058人、高齢化率は33.7%で、前年度の同月と比較しますと人口で69人、率で0.8ポイント増加となり、人口が減少する中、高齢化率が伸びているのが現状でございます。また、介護保険の給付対象となります要介護認定者数は本年3月31日現在1,014人、前年度の同月に比べ18人の減となっております。

それでは、決算書216ページをお開きください。

こちらは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は20億3,096万6,622円、歳出総

額は19億7,678万944円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに5,418万5,678円でございます。

次に、195ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額は収入済額のみ1,000円単位で説明させていただきます。

1款 保険料4億1,082万2,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年分及び過年度の滞納繰越分の合計でございます。なお、不納欠損額は289万1,000円で、収入未済額は491万3,000円となりました。

2款 使用料及び手数料6万3,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金4億7,634万7,000円は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金でございます。

4款 支払基金交付金5億3,515万9,000円は、40歳以上65歳未満の被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金3億474万6,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入73万2,000円は、介護保険給付準備基金の運用収入でございます。

7款 繰入金2億8,837万7,000円は、一般会計からの繰入金で介護給付費、地域支援事業、事務費等及び低所得者保険料軽減分に対する繰入金でございます。

8款 繰越金1,468万8,000円は、前年度からの繰越金でございます。

197ページに移りまして、9款 諸収入3万4,000円は、被保険者延滞金及び第三者納付金でございます。

収入合計は予算現額20億4,433万4,000円に対し、調定額20億4,108万6,000円、収入済額20億3,096万7,000円でございます。

次に、199ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 総務費4,472万7,000円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などでございます。

2款 保険給付費18億3,838万5,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護や特定入所者介護サービス費等でございます。

3款 地域支援事業費7,877万8,000円は、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業、任意事業費等でございます。

4款 基金積立金は74万円でございます。

5款 公債費は不執行でございます。

6款 諸支出金1,415万1,000円は、保険料の還付金と平成28年度介護給付費確定に伴います国・県・支払基金への返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額20億4,433万4,000円に対し、支出済額は19億7,678万1,000円で、執行率は96.7%でございます。

201ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第7号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者制度は、県内の全市町村が加入し設立しました岐阜県広域連合が保険者として資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、決算書の228ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億2,656万4,830円、歳出総額は5億2,270万7,550円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに385万7,280円でございます。

次に、217ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額は収入済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 後期高齢者医療保険料1億7,837万2,000円は、被保険者保険料の現年度分及び過年度の滞納繰越分でございます。なお、不納欠損額は20万7,000円で、収入未済額は123万5,000円となりました。

2款 使用料及び手数料2万3,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金571万4,000円は、高齢者の特定健診の委託金でございます。

4款 繰入金3億998万9,000円は、一般会計からの繰入金で、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金でございます。

5款 繰越金337万6,000円は、平成28年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入2,909万1,000円は、被保険者延滞金及び療養給付費負担金等の過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は予算現額5億3,305万2,000円に対し、調定額5億2,800万6,000円、収入済額5億2,656万5,000円でございます。

219ページに移りまして歳出でございますが、支出済額を1000円単位で説明させていただきます。

1款 総務費338万8,000円は、事務経費及び保険料徴収費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億1,332万3,000円は広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費571万3,000円は、特定健診の経費でございます。

4款 公債費は不執行でございます。

5款 諸支出金28万4,000円は、保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計は予算現額5億3,305万2,000円に対し、支出済額5億2,270万8,000円で、執行率は98.06%でございます。

221ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第56号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、赤スタンプ1の議案集の52ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,987万3,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ26億3,392万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。54ページをお開きください。

歳出の8款 諸支出金は1,987万3,000円を増額するもので、平成29年度国民健康保険療養給付費等負担金等の確定に伴う国と県負担金の償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

55ページの説明は省略させていただきます、議第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第59号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の72ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,776万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ22億1,019万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。74ページをお開きください。

歳出の6款 諸支出金は4,776万8,000円を増額するもので、平成29年度介護給付費等負担金の確定に伴う国と県負担金の償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

75ページの説明は省略させていただきます、議第59号の説明を終わらせていただきます。

以上で民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（森 福子君） これより5分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時08分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第4号、認第5号、認第9号、議第57号、議第58号、議第60号の6案件について、建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第4号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、農業集落排水事業の概要について説明させていただきます。

赤スタンプ3、主要な施策の成果等説明書の168ページをお開きください。上から2番目の表をごらんください。

農業集落排水は7地区で供用開始しており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排出しております。平成29年度末現在の設置済み人口ですが、7地区合計の接続人口は2,933人で、水洗化率は83.4%でございます。

それでは、決算の内容について御説明申し上げますので、赤スタンプ2、決算書の178ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億3,760万8,097円、歳出総額は2億3,728万2,175円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに32万5,922円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして1,000円単位で説明させていただきます。

同じ資料の165、166ページへお戻りください。

まず、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

- 1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者の分担金でございます。
- 2款 使用料及び手数料4,860万4,000円は、集落排水使用料及び手数料でございます。
- 3款 県支出金1,000万円は、施設最適化構想策定事業に係る補助金でございます。
- 4款 財産収入38万7,000円は、減債基金利子でございます。
- 5款 繰入金1億7,769万2,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。
- 6款 繰越金2万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。
- 7款 諸収入はございません。

歳入の合計は、調定額2億3,945万6,000円に対し、収入済額2億3,760万8,000円となりました。

次に167、168ページをお開きください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億1,403万1,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与費等でございます。

2款 公債費1億2,325万1,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億3,728万2,000円となりました。

以上で認第4号の説明を終わります。

次に、認第5号 平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、公共下水道事業の概要について説明させていただきます。

赤スタンプ3、主要な施策の成果等説明書の170ページをお開きください。上から3番目の表をごらんください。

公共下水道は、長良川右岸・左岸及び長瀬処理区の3つの浄化センターで処理しております。平成29年度末現在の接続状況ですが、3処理区合計の接続人口は1万133人で、水洗化率は65.6%でございます。

それでは、決算の内容について御説明申し上げますので、赤スタンプ2、決算書の194ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は9億1,359万2,801円、歳出総額は9億1,354万1,854円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに5万947円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして1,000円単位で説明させていただきます。

同じ資料の179、180ページへお戻りください。

まず、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金1,332万7,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

2款 使用料及び手数料2億3,920万8,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

3款 国庫支出金500万円は、長良川右岸浄化センター長寿命化計画策定業務に係る国庫補助金でございます。

4款 財産収入29万9,000円は、基金利子でございます。

5款 繰入金6億1,675万3,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

6款 繰越金5万円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入85万5,000円は、下水道工事指定店料、左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理経費負担金でございます。

次に181、182ページをお開きください。

8款 市債3,810万円は、長良川右岸浄化センター長寿命化計画策定業務に係る地方債でございます。

歳入の合計は、調定額9億5,465万8,000円に対し、収入済額9億1,359万3,000円となりました。

次に183、184ページをお開きください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 総務費5,797万6,000円は、職員給与費、事務経費等でございます。

2款 下水道事業費2億538万3,000円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費等でございます。

3款 公債費6億4,973万3,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は9億1,354万2,000円となりました。

以上で、認第5号の説明を終わります。

次に、認第9号 平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、上水道事業の概要について説明をさせていただきます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の37ページをお開きください。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらには下水道の普及や住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年度に第5次拡張計画の事業認可を得て、現在まで施設整備を進めてきました。平成29年度からは簡易水道を統合し、美濃市全域を一つの上水道として運営を行っています。平成29年度の主な建設改良工事として、県道岐阜・美濃線宮川橋の水道管切り回し及び送配水管の布設替、長瀬地内配水管の漏水修繕を行

いました。

また、委託事業として、新水道事業ビジョン及び管路耐震化・更新計画の策定を行い、平成40年度までの事業の基本計画である水道事業ビジョン、経営の基本計画である経営戦略、耐震化計画、水安全計画などを定めました。

簡易水道を統合したこともあり、給水人口は2万910人で、前年度より4,370人の増加、給水栓数は8,229栓で1,989栓の増加、年間給水量は233万4,996立方メートルで、40万7,148立方メートルの増加となっています。年間の有収率は70.5%で、簡易水道を統合した中、経営的には5,860万4,000円の当年度純利益を計上することができました。

同じ資料の28ページをお開きください。

平成29年度の美濃市上水道事業決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。また、金額につきましては1,000円単位で説明させていただきます。

収益的収入及び支出について、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は4億6,127万9,000円、対して支出の決算額は4億238万5,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書にて御説明申し上げます。

次に29ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は290万3,000円となりました。第1項 工事負担金290万3,000円は、配水補助管に伴う負担金でございます。

また、資本的支出の決算額は2億1,079万7,000円となりました。その内訳は、第1項 建設改良費の2,075万2,000円は、県道岐阜・美濃線宮川橋の水道管切り回し工事、長瀬地内配水管の漏水修繕工事等に係る支出でございます。第2項 企業債償還金の1億9,004万5,000円は企業債の償還金でございます。

欄外の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億789万4,000円は、減債積立金1億9,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,641万7,000円で補填いたしました。

次に30ページをお開きください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は3億2,773万円、2の営業費用の合計は3億4,065万1,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1,292万1,000円となりました。営業収益のうち(1)給水収益は水道料収入であります。(3)その他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金であります。また、営業費用のうち(1)原水及び浄水費は、水源地の動力費等であります。(2)配水及び給水費は、配水設備及び配水管の修繕費等であります。(4)総係費は、人件費等であります。(5)減価償却費は、施設や構築物の減価償却費であります。(6)資産減耗費は、工事に伴う既設水道管の固定資産除却費であります。

次に31ページをごらんください。

3の営業外収益は1億741万円、4の営業外費用は3,474万9,000円で、差し引きしますと

7,266万1,000円の利益となりました。このうち営業外収益の(3)他会計補助金は、美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の利息であります。したがって、営業損失と営業外利益を足した5,974万円が経常利益となり、この経常利益から5の特別損失を差し引いた5,860万4,000円が当年度純利益となりました。この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額1億9,000万円を加えた2億4,860万4,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

33ページをお開きください。

上水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

この当年度未処分利益剰余金の処分については、議第60号にては、減債基金に積み立て及び資本金に組み入れることについて議会の承認を求めるものでございます。

34ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では固定資産と現金などの流動資産で資産合計が43億1,740万9,000円でございます。次ページには負債の部が明記されています。

36ページをお開きください。

同じく貸借対照表の資本の部では、負債資本合計が43億1,740万9,000円でございます。

38ページ以降の説明は省略させていただき、以上で認第9号の説明を終わります。

次に、議第57号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の58ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,683万2,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

同じ資料の60ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に479万7,000円を増額し、補正後の額を1億1,468万8,000円とするものでございます。その財源内訳は、一般会計からの繰入金387万3,000円、分担金60万円及び繰越金32万4,000円を増額でございます。

なお、61ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第57号の説明を終わります。

次に、議第58号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の64ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,264万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,710万5,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりござい

ます。

同じ資料の66ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 総務費は、補正前の額に1,331万4,000円を増額し、補正後の額を6,729万4,000円とするものでございます。その財源内訳は、使用料及び手数料1,326万5,000円、繰越金4万9,000円の増額でございます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額に933万3,000円を増額し、補正後の額を3億1,636万9,000円とするものでございます。その財源内訳は、一般会計からの繰入金1,715万1,000円の増額、使用料及び手数料781万8,000円の減額でございます。

第3款 公債費は、財源内訳の組みかえのみでございます。

なお、67ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第58号の説明を終わります。

次に、議第60号 平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の77ページをお開きください。

平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金2億4,860万3,848円のうち、5,860万3,848円を減債積立金に積み立て、1億9,000万円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議第60号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森 福子君） 次に、認第8号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） おはようございます。

それでは、認第8号 平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の12ページをお開きください。

初めに、平成29年度の事業報告書でございます。

総括事項について御報告申し上げます。

美濃病院では、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としました美濃病院経営安定化プランに基づき、経営の安定化と安心・安全で良質な医療の提供に努めてきたところがあります。地域における医療機関の役割は、疾病の治療だけでなく、健診による疾病の予防、早期発見、早期治療から治療後の在宅医療まで一貫した取り組みが重要となっております。平成29年度には、前年に完成しましたみの健康管理センターが本格的な稼働を迎え、安心して心地よい健診をしていただける環境づくりに努めてまいりました。

また、老朽化した医療機器の計画的更新を行うなど、医療の安全性、機能性の向上、患者サービスの向上にも取り組んできたところでございます。

患者数につきましては、入院患者数は年延べ3万9,274人で、1日平均107.6人、外来では年延べ6万9,810人で、1日平均286.1人、病床利用率は88.2%でございました。

次に、収益的収支であります。以下金額につきましては、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は25億9,840万4,000円、病院事業費用は25億8,479万2,000円で、差し引き1,361万2,000円の純利益を計上いたしました。このうち、医業収益は25億2,865万6,000円、医業費用は24億6,227万7,000円となっております。

資本的収支につきましては、収入では1億8,187万円、支出では建設改良事業におきまして高周波手術装置、内視鏡手術用カメラヘッド、吸入式全身麻酔器などの医療機器の整備及び企業債償還金を合わせまして3億1,611万3,000円でございます。

次に、戻りまして2ページをごらんください。

平成29年度の決算報告書でございます。この報告書は予算執行の報告でありますので、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明をさせていただきますので、決算額欄をごらんください。

収入の第1款 病院事業収益は26億1,017万1,000円で、支出の第1款 病院事業費用は25億9,587万7,000円でございます。収支の内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明を申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は1億8,187万円となりました。この内容では、第1項の出資金1億7,687万円は企業債償還元金の一部を一般会計から出資金として受け入れたものでございます。第2項の補助金500万円は、自治体立優良病院総務大臣表彰の受賞病院に対し、公益財団法人地域社会振興財団からの地域医療に関する研究費としての交付金であります。

次に、支出の第1款 資本的支出の決算額は3億1,611万3,000円でございます。この内訳は、第1項 建設改良費2,319万4,000円、これは高周波手術装置などの医療機器等の購入費であります。第2項 企業債償還金2億9,291万9,000円は、企業債の償還元金であります。

なお、欄外に記載いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,424万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4ページをお開きください。

平成29年度損益計算書でございます。以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は、(1)入院収益15億8,585万6,000円、(2)外来収益7億4,040万7,000円、以下(5)その他医業収益までの合計25億2,865万6,000円となりました。

2は医業費用で、(1)給与費13億1,961万円は職員の人件費でございます。(2)材料費3億4,854万1,000円は医薬品や診療材料の費用で、(3)経費4億2,775万4,000円は、施設管理、医業事務などの委託料や光熱水費、賃借料などが主なものでございます。(4)減価償却費は

建物や医療機器等の減価償却費 3 億1,342万7,000円で、以下(7)訪問看護ステーション費までの医業費用の合計は24億6,227万7,000円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業利益は6,637万9,000円でした。

5 ページに移りまして、3. 医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(6)その他医業外収益までの合計は6,974万8,000円で、企業債利息に対する負担金や市町村職員共済組合追加費用及び児童手当に対する補助金等、一般会計からの繰入金でございます。

4. 医業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計 1 億2,093万3,000円で、企業債利息や病院建設時の消費税に係る繰延勘定償却及び控除対象外消費税などがございます。医業外の収支は5,118万4,000円の損失となっております。医業利益から医業外損失を差し引きました経常利益は1,519万4,000円となりました。

5. 特別損失は、(1)過年度損益修正損で診療報酬の減額など158万1,000円で、経常利益から特別損失を差し引きました当年度純利益は1,361万2,000円でした。前年度繰越利益剰余金 2 億245万6,000円を合わせて当年度未処理利益剰余金 2 億1,606万9,000円となりました。

次に 8 ページをお開きください。

平成29年度貸借対照表でございます。

初めに資産の部で、1の固定資産は(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、9ページの(3)投資その他の資産、合計で一番右側の列に記載の45億6,668万2,000円、2の流動資産の合計は26億8,599万1,000円で、資産合計は前年と比べ 1 億1,072万9,000円減額の72億5,267万3,000円となりました。

次に負債の部でございます。

3. 固定負債の(1)企業債は、翌年度償還予定額を除く残高で32億8,317万4,000円であります。

10ページをお願いします。

4. 流動負債の(1)企業債は翌年度の償還予定額で 2 億5,959万9,000円、(2)未払金は年度末時点の額で 1 億447万6,000円、(3)引当金は口の賞与引当金6,909万円で、これは翌年度の 6 月賞与に対する引当金でございます。(4)その他流動負債の預かり金を合わせました流動負債の合計額は 4 億3,317万3,000円でございます。

5. 繰延収益は、以前に建物や医療機器などの資産購入に際し交付を受けました国・県などからの補助金を長期前受金として計上し、当該資産の減価償却費見合い分を収益化して減額していくものでございます。その合計 1 億661万円を加えました負債合計は38億2,295万8,000円でございます。

11ページの資本の部では、6の資本金30億518万7,000円、7. 剰余金の(1)資本剰余金は、国・県補助金などの合計で 2 億845万8,000円、(2)利益剰余金は、イ. 当年度未処分利益剰余金 2 億1,606万9,000円で、剰余金合計は 4 億2,452万8,000円でございます。資本合計は34億2,971万5,000円となり、負債・資本合計は72億5,267万3,000円となりました。

13ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第8号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（森 福子君） 次に、議第55号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第55号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、各種事業の推進に当たりまして、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1の議案集の20ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,408万円を追加し、補正後の予算総額を98億37万円とするものです。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正で、第2表 地方債補正によるものでございます。内容につきましては24ページをお開きください。

第2表 地方債補正につきましては、新たに農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、道路災害復旧事業、河川災害復旧事業を追加するものと、臨時財政対策債の限度額を増額するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、26ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は42万6,000円を増額し、補正後の額を1億2,932万3,000円とするものです。内訳は、議会事務経費の人件費で、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は1,294万7,000円を増額し、補正後の額を10億1,888万6,000円とするものです。内訳は、総務管理職員人件費515万8,000円、公用車購入事業448万2,000円、朗読会開催事業175万1,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

3款 民生費は4,013万6,000円を増額し、補正後の額を29億7,577万2,000円とするものです。内訳は、自立支援事務経費で障害者自立支援給付費等国県負担金過年度分精算返還金が430万7,000円、児童福祉事務経費で子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分精算返還金で120万1,000円ほか、人件費368万2,000円、児童運営事務経費で子どものための教育・保育給付費国県負担金過年度分精算返還金833万円、施設型給付経費で小規模保育負担金1,318万3,000円、ひばり園事務経費の人件費で492万3,000円、母子家庭自立支援事業で母子家庭等対策総合支援事業費補助金過年度分精算返還金198万7,000円などで、財源は施設型給付費等の国県負担金等で国県支出金が947万7,000円、一般財源で3,065万9,000円でございます。

4款 衛生費は1,153万5,000円を増額し、補正後の額を8億1,073万円とするものです。内訳は、保健センター事務経費の人件費243万6,000円、衛生センター補修経費831万円などで、財源は全て一般財源でございます。

6款の農林水産業費は1,526万6,000円を増額し、補正後の額を3億6,730万6,000円とする

ものです。内訳は、市単土地改良事業、農道・用水路等の補修301万円、農業集落排水事業特別会計繰出金387万3,000円、林業総務事務経費の人件費128万6,000円、有害鳥獣捕獲奨励事業225万円などで、財源は有害鳥獣捕獲奨励事業費等の県支出金313万1,000円、その他財源で市単土地改良事業費負担金30万1,000円、一般財源が1,183万4,000円でございます。

7款 商工費は1,238万7,000円を増額し、補正後の額を3億2,771万2,000円とするものです。内訳は、美濃商工会議所補助経費128万7,000円、市観光イメージPR経費900万円、和紙の里会館施設管理経費210万円などで、財源は商工費補助金の県支出金47万円、一般財源が1,191万7,000円でございます。

8款 土木費は9,315万4,000円を増額し、補正後の額を18億9,400万5,000円とするものです。内訳は、土木総務事務経費の人件費373万円、道路橋りょう事務経費の人件費605万7,000円、道路維持管理経費1,120万円、市道維持修繕事業1,500万円、市単市道舗装等道路改良事業300万円、交通安全防護柵等設置事業500万円、排水路改良事業650万円、河川修繕浚渫等事業500万円、都市計画総務事務経費の人件費922万8,000円、下水道特別会計繰出金2,073万3,000円、住宅管理事務経費の人件費559万3,000円などで、財源は住宅費補助金の県支出金66万6,000円、一般財源9,248万8,000円でございます。

9款 消防費は215万2,000円を増額し、補正後の額を4億2,480万1,000円とするものです。内訳は、非常備消防事務経費の人件費115万2,000円、消防団員退職報償経費100万円で、財源はその他で消防団員等公務災害補償等共済金の消防費雑入100万円、一般財源115万2,000円でございます。

10款 教育費は2,857万7,000円を増額し、補正後の額を10億3,672万9,000円とするものです。内訳は、事務局事務経費の人件費657万1,000円、各小学校施設改修経費275万8,000円、少人数指導等教育推進経費229万2,000円、各中学校施設改修経費183万9,000円、文化会館施設管理経費1,095万円などでございます。財源は小学校費委託金の県支出金が41万4,000円、一般財源2,816万3,000円でございます。

11款 災害復旧費は1億3,750万円を増額し、補正後の額を1億5,531万2,000円とするものです。内容は、農林水産施設災害復旧費の現年補助災害復旧事業費で、農業施設は4,100万円、林業施設は750万円、公共土木施設災害復旧費の現年補助災害復旧事業で、道路橋りょうは3,400万円、河川は5,500万円でございます。財源は災害復旧費の国県支出金が9,088万8,000円、災害普及事業債が4,480万円、一般財源が181万2,000円でございます。

以上、今回の補正総額は3億5,408万円で、財源は国県支出金1億504万6,000円、地方債4,480万円、その他財源130万1,000円、一般財源2億293万3,000円で、一般財源は繰越金1億8,001万2,000円、市債で臨時財政対策債2,292万1,000円でございます。

31ページ以降の説明は省略させていただきます。議第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で15案件の説明は終わりました。

第19 議第61号及び第20 議第62号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 次に、日程第19、議第61号、日程第20、議第62号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第61号、議第62号の2案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第61号の美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集78ページをお開きください。

現在、市の教育委員会委員として務めていただいております西尾政徳さんの任期が9月30日をもって満了となりますので、その後任として別府徹也さんを教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

別府徹也さんは、大矢田にお住まいで、生年月日は昭和44年11月24日生まれ、年齢は48歳でございます。平成4年に東京経済大学経済学部を卒業された後、税理士事務所に入所され、お勤めの中、平成11年に税理士登録をされ、平成14年からは家業である別府会計事務所にお勤めされておられます。御家庭では、高校1年生から小学校3年生までの3人のお子さんの父親として子育てや教育にも積極的に取り組まれ、大矢田小学校のPTA会長も経験しておられ、教育への造詣も深い方でございます。

また、法律では教育委員には保護者である者が含まれるようにしなければならないとされておりますが、この点からも教育委員として適任であると考えております。

一方で、税理士として経済にも精通しておられ、美濃商工会議所の会員という立場から市内小学5、6年生を対象に商売体験を通じて、みずから決めて行動できる人材の育成を目指すことを目的に、模擬株式会社を設立し、計画、実際の現金を使用し、仕入れ、製造、販売、決算、納税までの一連の経済の仕組みを学ぶジュニアエコノミーカレッジin美濃に平成27年の当初から実行委員長としても取り組まれております。なお、この事業におきまして、子供たちが産業祭で実践販売した収益金を毎年度学校図書館の図書充実に御寄附をいただいております。

このように、別府さんは、学校教育やスポーツ、社会教育への関心も高く、性格も温厚、誠実で人望の厚いお人柄で、人格、識見ともにすぐれ、教育委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

2件目であります、議第62号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の79ページをお開きください。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております西村敏昭さんの任期が来る9月26日をもって満了となりますので、その後任として杉山英吉さんを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

杉山さんは、美濃市常盤町2272番地3にお住まいで、年齢は昭和29年3月23日生まれ、64歳でございます。任期は平成30年9月27日から平成33年9月26日までの3年間でございます。

昭和60年9月から自宅にて登記測量事務所を開業されている土地家屋の専門家で、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後0時01分

---

再開 午後0時02分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと求めます。よって、ただいまの議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第61号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第62号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第62号は原案のとおり同意すること

に決定いたしました。

---

## 第21 請第1号（提案説明）

○議長（森 福子君） 次に、日程第21、請第1号について、紹介議員による説明を許します。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 議長より指名を受けましたので、お手元にあります請願文書表を読み上げまして、請願の提案説明とさせていただきます。

請願第1号、件名「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願です。

請願者は、美濃市生櫛1237番地3、中濃民主商工会美濃支部代表者 須田共幸。賛同署名者は703名です。紹介議員は、私、永田知子です。

請願の趣旨は、2014年4月に消費税が8%へと増税されたことにより、国内総生産の6割を占める個人消費が落ち込み、景気回復の大きな障害となっています。

実質賃金は5年連続減少し、長引く不況に加え、物価の上昇、社会保障の削減と、国民生活に多大な影響を及ぼしています。

また、国民の生活インフラと雇用を守っている中小・小規模事業者の減少で、人口減少も進み、自治体の存続までもが危ぶまれています。

経済産業省の発表では、このまま中小・小規模事業者の減少が続けば、2025年までに国内総生産は22兆円、650万人の雇用を失うとしています。

消費税を10%に引き上げ、大変な実務負担となる「軽減税率」や「適格請求書等保存方式」が導入されることになれば、さらなる中小・小規模事業者の廃業を招くことになります。

大企業や富裕層を優遇する不公平税制を見直し、消費税の増税ではない税金の集め方を考えるべきです。

軍事費や不要不急の大型工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需を温める経済政策をとることにより、社会保障制度の拡充・地方自治体の自立・財政再建の道も開かれます。

請願項目1. 地方自治法第99条の規定に基づき、「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出してください。

以上、御審議のほどお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会へ審査を付託いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから9月17日までの13日間休会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから9月17日までの13日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月6日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月18日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午後0時09分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月4日

美濃市議会議長                    森                    福                    子

署 名 議 員                    古                    田                    秀                    文

署 名 議 員                    岡                    部                    忠                    敏

平成30年9月18日

平成30年第4回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年 9月18日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第11 議第55号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第12 議第56号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議第57号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第58号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第59号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第60号 平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第17 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第17までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長 武 藤 鉄 弘 君 副 市 長 柴 田 徳 美 君

教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君	総 合 政 策 課 長	近 藤 宗 由 君
健 康 福 祉 課 長	永 田 幸 泰 君	土 木 課 長	後 藤 幸 泰 君
都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	家 田 陽 介 君		

---

**職務のため出席した事務局職員**

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石 原 まさる
議会事務局書記	平 田 純 也		

## 開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、台風21号による災害及び北海道での地震により多数の方が被災されました。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 辻文男君、8番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

---

### 第2 認第1号から第16 議第60号までと第17 市政に対する一般質問

○議長（森 福子君） 日程第2、認第1号から日程第16、議第60号までの15案件を一括して議題といたします。

日程第17、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一般質問に先立ち、7番 辻文男君より資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

私は発言通告に従いまして、一般質問3点を一問一答にて行います。

最初の質問は、防災対策について総務部長に答弁を求めます。

6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に大きな災害をもたらしました西日本豪雨災害は、県内では下呂市や関市に大きな打撃を与え、我が美濃市においても、土砂災害を中心に災害をもたらしました。

行政としては、災害対策本部を設け、さまざまな自然の猛威に対して適切な判断のもと、被害を最小限にとどめるべく取り組みがなされることとなります。こうした状況のもとで最先端、地域住民の先頭に立って活動していただく一人として自治会長の存在があります。自治会長は、各地域ごとに住民の選挙によって選任され、行政サービスの一翼を担う役割を持っている、そういうものと皆さん自覚しておられることと思います。

そこで、小項目の最初の質問になりますけれども、災害に関する自治会長の役割について、どのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） おはようございます。

ただいまの防災対策についての1点目、自治会長の役割をどのように考えているかについてお答えします。

地震や豪雨、崖崩れなどの大規模な災害が発生した場合、市や消防、警察等の防災関係機関は、早急な救出・救助などの対応が難しい状況にあります。そのため、災害から命を守るためには、自分の身は自分で守る自助と、自分たちの地域は自分たちで守る共助の働きが重要であり、それらと防災関係機関の公助が連携することにより、地域の防災力は向上し、被害の軽減を図ることができます。

美濃市においては、地域の防災活動を担う組織として自主防災組織が自治会を中心に結成されています。自主防災組織では、出火時の消火活動を行う消火班や情報を収集する情報班、子供、高齢者や負傷者を救出する救出救護班のほか、避難誘導や避難所の運営を行う役割などを地域住民みずからが決定し、防災活動を行っています。平成29年度末現在では64自治会で自主防災組織が結成されており、結成率は97%となっています。

災害時における自治会長の役割は、地域の代表として、こうした自主防災組織や消防団、民生委員、各防災関係機関と連携を図り、住みやすい、安全・安心な地域づくりを進めていただきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

自治会長の役割は、地域の代表として自主防災組織や消防団、民生委員、各防災関係機関と連携を図り、住みやすい、安全・安心な地域づくりを進めることとの答弁でしたが、連携を図ることを災害に関する行動面で言うと、指示すること、あるいは連絡することと捉えればいいですか。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） ただいまの再質問についてお答えします。

先ほども申し上げましたが、自治会長は地域の代表者として災害発生時または災害の発生が見込まれるとき、あるいは市の防災情報が発表されたときには、自主防災組織、民生委員、消防団等と連絡をとり、特に要支援者の安否確認や安全な避難誘導などにイニシアチブをとってもらうことと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） イニシアチブというのはよく耳にする言葉ですが、明確な意味合いを調べてみたら、「皆の先に立って発言したり行動したりして他を導くこと」とありました。自主防災組織、民生委員、消防団等と連絡をとって、特に要支援者の安否確認や安全な誘導などにイニシアチブをとるということは、自治会長の防災に関する責務はかなり重いような感じがしますが、ここでは指示したり連絡することというふうに理解しておきたいと思いま

す。

次に、2番目の質問になります。

災害対策本部では、警戒状況に応じて「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3種類の避難に関する情報を発令します。この場合、自治会長に向けての情報発信の連絡方法の内容はどのようになっているんですか。また、その適切さについてはどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、自治会長への連絡、指示はどのようなか。また、それは適切と考えるかについてお答えします。

災害の発生や危険が予測されるなどの場合には、避難情報、地震情報等を発令し、避難所や安全な場所への避難、あるいは屋内での安全確保といった状況に応じた避難行動を同報無線や防災ラジオ、防災・あんしんメールなどで市民の方に周知しています。

こうした際には、市から対象地区の自治会長に対し事前に電話連絡をし、避難所開設の依頼や地域の状況などを確認させていただいています。また、自治会長に連絡がとれない場合は、他の役員の方などに連絡をして内容を伝えております。

できるだけ早い時間に避難情報等の伝達を行うよう心がけていますが、状況によっては深夜の時間帯の連絡になることもあるため、大変御迷惑をおかけすることもあります。御理解を賜りたいと存じます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 自治会長は災害対策本部から早い時間に連絡をいただいて、地域の状況などを報告する、このことは十分に可能だと考えます。しかし、避難行動の開始などにかかわる伝達を受けたときに、どのように対応するかという指示はなく、避難指示が発令されましたので連絡しますというふうに言われたただけでした。私のほうは、地区の同報無線で放送すべきですかという質問をしたところ、いや、同報無線では一斉に放送していますので、それは必要ないですとも言われました。

避難行動要支援者に対しての連絡についてどうしようという質問をしても、自治会長の判断でというような返答でした。このような即断を迫られる中で、自身の判断に委ねるといふ旨の連絡をもらった自治会長は大変だと思います。実際大変でした。この対応は適切だと言えるんでしょうか。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） ただいまの再質問についてお答えします。

市は災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難情報を発令し、その旨を自治会長にお伝えするとともに、避難所の開設をお願いし、住民への連絡は同報無線で一斉に周知をしております。避難行動要支援者の方については、地区の自治会長、民生・児童委員に名簿がお渡ししてあり、災害時には自主防災組織を含めた地域の方々に避難支援をお願い

いしております。

ことしの7月の豪雨災害の際には、自治会長への伝達内容に適切でない部分がありましたので、今後は自治会長への伝達内容については、明確にしていきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 災害が目前に迫っている平常心を損なうような状況では、やはり何らかの指針を示したものの、簡単な文言で意思が伝えられるツールとして、より具体的な行動や言葉を明確にした手順書が必要だと思います。今後は伝達内容をより明確にしたいという答弁がありましたので、早急に着手していただけるものと理解して、次の3番目の質問に移りたいと思っております。

9月2日には美濃市防災訓練が実施されましたが、各自治会長宛てに避難訓練を行うよという通達が出されました。私の居住する地域では自治会長会を開き、地域連合自治会での開催か個別自治会単位での実施をするのかということを確認し、結果として個別の自治会で実施することになりました。自治会長、組長、消防団部長等と協議して避難訓練計画を立てました。

まず地域住民に対して広報を通じてどのように周知し、浸透させるかから協議を初め、自治会だよりに避難訓練の概要を記載して参加を呼びかけました。地元の特化した一次避難所と、対応災害を記した表及び市から発令される避難に関する情報を載せ作成した土砂災害ハザードマップ、それと非常持ち出し品チェックリスト、これと自治会だよりを一緒に配付して、当日は同報無線を使用して参加を呼びかけました。約4分の1の世帯から64名の参加があり、避難経路の確認、非常持ち出し品や備品のチェック、家庭内での初期消火について、あるいは防災ラジオの説明、そういうのに引き続いて、関市の被災状況を写真で見ながら、ボランティア活動で参加した関係者の体験談の披露も行いました。最後には、参加者が実際の消火栓を使って放水訓練を体験していただき避難訓練を終了しました。

この訓練を通じて、こうした訓練は最低でも年1回は行い、住民の自助から始まり共助による身近な連携を我がこととして当たり前にするということが一番の防災対策になるということを実感しました。

そこで、今年度行った各自治会単位の防災訓練は、次年度以降続けるべきと考えますが、今後はどのようになるのかをお聞かせください。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、避難訓練は自治会単位で継続することが必要であると考えますが、いかがかについてお答えいたします。

先ほども御説明しましたとおり、大規模な災害が発生した場合、自分の命は自分で守る自助とともに、自分たちの地域は自分たちで守る共助による力が不可欠で、その軽減に大きな役割を果たすことができます。

そのため、日ごろから地域において防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識や技術等を

身につけ、安全な避難の方法や役割などを理解し、災害時に備えていただくことが大切であると考えます。

昨年、7つの自主防災組織が訓練を実施し、同報無線の点検、使用訓練や災害を想定した被害状況調査や、各家を訪問して逃げおくれた方の確認、炊き出し、初期消火、救命救急訓練などを実施されています。ことしにつきまして、既に8つの団体から実施の報告があり、各組織においてさまざまな訓練が実施されています。

市としまして、引き続き各自治会に防災訓練の実施を呼びかけるとともに、消防署、消防団とともに訓練に参加させていただき、地域の防災力の向上につなげていきたいと考えています。その際には、訓練に必要な費用や資機材、施設整備に係る費用の補助制度もございいますので、御活用していただければと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 訓練を継続していくと、費用を要することが多く発生してくるというふうに考えられます。しかし、補助制度を活用してくださいという答弁をいただいたので、実務に即した準備を進めるためにも、こうした訓練の継続を定着する展開を進めていただきたいと思います。

4番目の質問になります。

市が毎年行っている防災訓練は、各地域をローテーションして開催する大規模な訓練ですが、どちらかといえば災害対策本部を中心にした訓練というふうな意味合いが強いように思います。実際に災害が起こるときには、それぞれの取り巻く自然環境が異なる地域ごとに対応が異なるのは必然であります。特に最近では、毎年避難指示につながるような気象状況が頻発しており、我が美濃市内の地域が、いつ被災地に変わっても不思議ではないというふうにも考えられます。

避難訓練の実施においても、総合型の訓練から地域特化型の避難訓練にシフトする時期に来ているように考えますが、総合防災訓練と自治会単位の個別避難訓練の兼ね合いをどのように考えるのかをお聞かせください。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の4点目、市が毎年恒例として実施している総合防災訓練との兼ね合いをどのように考えるかについてお答えします。

市が開催する防災訓練は、災害対策基本法及び美濃市地域防災計画に基づき、住民の防災意識の高揚や防災行動力の向上、各防災関係機関との連携と防災知識及び技術の習得を目的に、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施しています。市内5地区で順に開催しておりますが、ことしは9月2日に美濃地区の美濃小学校をメイン会場とし、美濃中学校と2会場において実施いたしました。

防災訓練については、その地域で最も発生しやすい災害を想定した内容で実施しております。一昨年、洲原地区では局地的豪雨による水害を、昨年の下牧・上牧地区では地震に伴う

土砂災害を、ことしは大規模地震の発生により家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生を想定し、県をはじめ地元自治会、自衛隊、消防署、消防団、警察署、建設協力会、上下水道協同組合、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、命をつなげる会中濃、中部電力など、総勢42団体の参加により情報伝達訓練、避難所運営訓練、倒壊物撤去訓練、消火訓練などさまざまな訓練を実施しました。

さらに、今年度は初めての試みとして、市内全地区の自治会を対象に避難訓練を実施し、40自治会、計1,010人の方に参加をしていただきました。訓練については、自治会ごとに内容はさまざまですが、地震発生の同報無線に合わせて避難所へ避難し、初期消火、持参するもの、また同報無線の使用方法等について確認をされました。

東日本大震災以降、日本中の各地で大規模災害が短期間の間に発生しています。こうしたことから、市民の皆様には日ごろから自助・共助、防災意識を持って、年に一度は自分の地域で想定される災害に対応した防災訓練を実施していただきたいと考えています。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いしたいと思います。

各自治会単位で独自に訓練を進めることは、現実には困難と思われるので、今年度のように市が主催する防災訓練と同日開催で行うというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

市においては、今年度から市の防災訓練に合わせて市内全地区の自治会で避難訓練を実施していただきましたが、自治会独自の防災訓練につきましては、期日、訓練内容はそれぞれ独自の判断で決定し、実施していただければいいかと思えます。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 美濃市の総合防災訓練に合わせて各自治会で実施することを前提とし、独自に訓練を行うのは、各自治会単位で決めてやってくださいというふうですので、そのように理解しました。

今年度のように7月に入ってから突然、各自治会単位での訓練を要請されても、計画実施への対応はかなり困難です。各自治会長は就任4月から新年度が始まりますけれども、この時期はさまざま仕事が同時に進行して大変多忙をきわめる時期でもあります。毎年自治会長が中心になって防災訓練の計画を策定するという事は、かなりハードルが高いんじゃないかなあというふうに思われます。

また、防災訓練は関係団体との綿密な連携も含めて資材の準備なども必要になります。こうした観点からも、継続訓練を柱にした計画書を作成して、これを引き継いでいく、そういう必要があるのではないかというふうに考えます。

最後の5番目の質問になりますが、ここまで述べてきたように、防災対策のポイントは、

災害対策本部の管理指導はもちろんですが、一番には、最前線の自治会長を中心にした自主防災組織を機能させ、訓練を重ね続けることによって、意識も行動も災害即応という形にしていくことだと思います。

しかし、ここでさらに重要なことがあります。それは災害対策本部からの情報を迅速かつ正確に提供する、あるいは受け取る仕組みだというふうに思います。情報伝達の方法、内容については、既に小質問の2番目で取り上げています。ここでは、そのハード面での伝達手段について考えてみたいと思います。

現状は同報無線、防災ラジオ、スマートフォンなどの携帯電話、テレビ、ラジオ等が上げられますが、これらの伝達手段についてどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の5点目、迅速かつ正確な情報提供は最優先すべきと考えるが、現状の伝達手段についてどのように考えるかについてお答えします。

災害時の情報提供は、迅速に正確な内容を伝達することが重要で、現在、美濃市が行う伝達方法は、一斉に伝達できる同報無線と防災ラジオのほか、防災・あんしんメール、エリアメール、消防メール、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車・消防車等による広報活動、自治会長への電話連絡など、複数の手段により適切なタイミングで必要な情報を伝達しています。

そのほかにも、緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携により瞬時に市民に情報が伝達されますし、台風、地震、豪雨などの気象情報については、テレビやラジオ、インターネットなどで情報提供がされています。

当面、現状の伝達手段として情報提供を行ってまいります。課題としては、防災ラジオの利用台数が4,300台と市内世帯数の約50%の設置率で、防災・あんしんメールの登録者数は2,850人と市の人口と比較してまだまだ低い登録状況にあります。また、CCN加入者数は5,200人ほどで、市内世帯数の約75%となっています。

今後は、こうした防災情報を取得するツールの普及率を向上させ、複数の伝達手段を活用して正確な情報提供を行っていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 情報を提供することで行政の責任が終わるわけではありません。特に人命にかかわるような災害が予測される場合には、提供した情報が避難行動につながる必要があります。どしゃ降りの最中の雨戸を締め切った室内で同報無線での広報は全く聞こえない、これは各地で起こった災害現場でも聞かれている周知の事実であります。

同じ放送は防災ラジオでも聞かれますが、全戸への導入にはまだまだ時間を要するというお話がありました。Jアラートシステムは、情報着信を警報音で気づかせてくれます。このように伝えるということに重点を置けば、現在のチャイムから始まるのとは別に、サイレンの連続吹鳴から始めるなど、いわゆる気づきに的を絞った方法も検討すべきだと考えます。

この質問のまとめとして、1番、災害発生が予測され、避難情報等の発令に際して、自治会長が地域のリーダーとして迅速かつ的確な行動をするには、地域に即した行動手段、手順をまとめたマニュアルの作成が急務であり、行政主体でこれを作成することに即時取り組んでいただきたいこと。

2番目、災害が予測された、特に避難準備、指示等の発信が必要な重要情報伝達時には、重要事項の伝達があるということ、そういう気づきを与える仕組みづくりに実施可能な分野から早急に対応していただきたいこと。以上2点、来年とは言わず、これから来る台風シーズンに備えるためにも早期着手を要望してこの質問を終わります。

続きまして2番目の質問は、美濃市総合計画について市長に答弁を求めます。

総合計画とは、今後の社会情勢を見据え、長期的・総合的な視点から将来に向けたまちづくりの基本理念や目指すべき都市像を定めるもので、さらにその都市像を実現させるために、基本的な考え方などを示すものであります。

現在、我が市では、第5次総合計画の基本構想に基づき後期計画にのっとり、毎年見直しの上、3カ年のローリングにより実施計画を作成し、会計予算を執行しています。

平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定及び議会の議決を得るかどうかは、市の独自の裁定に委ねられることになりました。美濃市第5次総合計画は、この公布前の平成23年3月議会において議決されており、それ以降には、総合計画の取り扱いについて議会で議論されていることはありません。したがって、現在の美濃市には、総合計画策定を規定した条例はありません。現在は第5次総合計画の後期計画3年目に当たり、第6次総合計画は、平成33年4月には公布されることが予想されます。

公布に当たっては、第5次総合計画もそうでしたが、他の自治体の事例を見ても、策定作業におおむね2カ年ほどを要しているようですので、平成31年度には着手されるものと思いますし、来年度予算にもその費用が計上されることが推察されます。

先ほど述べた平成23年5月の総務大臣通達の第4地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に関する事項の1、市町村の基本構想に関する規定を排除することとされたこと（旧法第2条第4項関係）で、なお、改正法の施行後も法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を得て策定することが可能である。

地方自治法にも、第96条普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないの第2項において、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるとしています。このことを受けて、私は総合計画の策定に関する条例を制定すべきであると考えます。

岐阜県内各地について調査をしたところ、議決すべき事件を定める条例で規定しているのが、大垣市と高山市、羽島市は、羽島市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例と独自の条例名で制定しています。自治基本条例で規定しているのが、関市と郡上市の2市、議会基本条例で規定しているのは、瑞浪市と飛騨市、総合計画策定条例を制定しているのは、恵

那市、土岐市、各務原市、瑞穂市、下呂市、海津市の6市です。多治見市は、総合計画策定に関する規則で規定しています。岐阜市は新市長誕生ということで、現在、新計画を策定中とのことです。また、美濃加茂市、可児市、本巣市は、美濃市と同様に規定をする条例はありません。このようにほとんどの市では条例として規定しているようです。

そこで、小項目の1番目の質問ですが、美濃市も第6次総合計画の策定を前に条例制定の時期に来ていると思いますが、制定の時期をいつごろと考えてみえるのかをお聞かせください。お願いします。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 美濃市総合計画についての策定期間はいつかの質問に対してお答えさせていただきます。

現在の美濃市第5次総合計画につきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間とし、「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」を将来都市像として掲げ、これの実現させるために3つ基本目標と6つの施策大綱のほか、具体的な施策を整理して策定されております。

この計画は、当時の地方自治法第2条第4項に定める「市町村は、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるもの」とする規定に基づいたものであります。策定に当たっては、市民の代表から成る美濃市総合計画審議会において議論を深めつつ、節目ごとに全員協議会の場で協議し、平成23年3月に議会の議決をいただきましたが、議員御指摘のとおり、現在はこの地方自治法の規定は削除され、基本構想の策定と議会の議決に関する法的な義務はございません。

しかしながら、市としましては、持続可能で安定した行財政運営を図っていくためには、市民に長期ビジョンを示しながら適正に施策を実行していく必要があると考えております。このため、今年度中の条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。なお、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成26年11月に公布されたまち・ひと・しごと創生法に基づき平成27年度に策定をいたしました。

策定に当たっては、総合計画審議会と兼ねた美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を組織し、各委員それぞれの立場からの御意見をいただいたほか、市議会におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会が設置され、市民の意見を反映すべく議論をいただいたところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 今年度中の策定を目指してみえるということで、ちょっと安心しております。

次に、小項目の第2番目の質問に移りたいと思います。

今後は人口減少が進み、高齢化も加速度的に進むことはもはや既成の事実であり、それに呼応するように自治体のあるべき姿も形も変わっていくようにしています。数年先まで予測し

た総合計画には、少しでも市民の意思を反映していくこと、これも求められていると感じています。

市民の声、いわゆる民意を執行部に伝え、反映させていくことも議会の大きな使命と考えるとき、総合計画の策定には、議会としてのかかわり、例えば特別委員会の設置などのかかわりは不可欠と考えるところですが、この点についてどのように考えるのかをお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 議会とのかかわりについて、どのように考えるかということでございますが、その件につきましてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、地方自治法の規定は削除されたことで法的な義務はございませんが、総合計画の策定に関する条例の制定を考えております。市議会とはかかわりを持って進めていくこととしております。

また、次期総合計画の構成は、これまでと同様、基本構想、基本計画、実施計画から成るものとする予定であります。特に基本構想につきましては、今後の市政の大きな理念や目標、方針となるものであるため、議会の議決事項とすることを考えておりますので、もちろん議員の皆様のお意見も十二分にいただきながら進めてまいりたいと考えております。

なお、特別委員会につきましては、市議会のほうにおいて検討いただき、設置されるということになれば、執行部としましても真摯に対応してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 小項目の3番目、最後の質問ですけれども、総合計画の計画期間について質問いたします。

行政のトップとして、総合計画にのっとり実施計画を進めるリーダーが市長ということになります。市長任期は4年ですから、例えば1期ごとに市長が交代するということになるとすると、従来のおおりに、あるいは他市でも多くがそうであるように、10年を計画期間とした場合、3人の市長が同じ計画にのっとり行政の事業を進めるということになります。

当然、市長が交代すれば計画の見直しが行われることになり、事業執行に反映されることとなりますが、基本構想・基本計画まで議決により変更し、整合を図っていくというのは、大変な作業を伴うこととなります。

市長候補者はそれぞれ新しい取り組みやビジョンを掲げるわけですから、市長は任期に合わせた総合計画の期間設定ができれば、それが一番適切ではないかなあと考えますが、この点について市長はどのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 総合計画の期間は、市長の任期4年ということで適切ではないかと。それについてどう考えるかとの質問でありますけれども、現在の総合計画の策定につきましては、地方自治体に委ねられたということで、計画期間などを含む基本的な策定方針につい

ても、各自治体で柔軟に決めることができるものと考えております。

しかしながら、行政が抱える少子・高齢化、持続可能な行財政運営、地方創生など、これらの課題への対応につきましては、長期的な視点に立って取り組んでいくことが重要であると考えております。そうしたことから、少なくとも10年程度の目標や構想を持つことが妥当ではないかと考えております。

仮に計画期間を首長の任期に合わせることも不可能ではありませんけれども、総合計画は市の現状を分析し、市民のニーズや意向を反映させるとともに、将来の展望を見据えたものでなければならず、その総合計画の根幹となる基本構想が、首長が変わるたびに変わってしまうというのは、やはり避けるべきではないかと考えます。

山登りで例えるとすれば、目指す頂上、目標は、それほど首長によって大きく変わるものではないと考えます。しかしながら、登るコース、施策の種類、あるいは登る方法、いつ、誰と、何を使って登るか、こんなことにつきましては、その時々々の社会情勢や環境によって最善の判断をしていくものと考えます。したがって、基本構想がその時々々の首長の施策の推進を大きく縛るものではないと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 人口減少と高齢化が進み、生産年齢人口も減少していく中で、財源確保が厳しくなることや山間地域の衰退にも歯どめがかからない現状から、現状維持を掲げるより、むしろ現実を直視し、歩どまり可能な将来を考えるべきではないかとも考えます。つまり2万1,000人を死守すべき施策より、1万8,000人で維持できるまちづくりを想定した計画という意味合いです。

しかも、これから10年間は、今までの想像を上回る変化が予見されます。今までの総合計画は行政計画として位置づけられたものでした。岩手県滝沢市で見られるように、基本構想を地域社会計画、基本計画を市民全体の市民行動計画と、行政主体の行政計画の2本立ての構成にしているところも出てきました。これからは地域を巻き込んで一定の役割と責任を求めないと、市民協働の行政運営が重要視されると思います。

社会の変化に柔軟に対応でき、議会も一体となってこれからの美濃市の行く末に希望を与えられるような、そういう次期総合計画が策定されることを期待して、この質問を終わります。

3番目、最後の質問になります。

決算報告等のデータから見る武藤市政について、これも武藤市長に答弁を求めたいと思います。

武藤市長におかれましては、平成26年に市長に就任され、任期満了となったことし1月には無投票で再選され、現在2期目として精勤されているところであります。

新市長として市政に携わられたのは、石川前市長の任期途中の辞職に伴うものであり、主要な施策も前市政の継続を提唱され、前職の県職員、また美濃市副市長としての行政経験や

知見を有効に生かし、美濃市のアピールにつながり、伝統産業や文化を継承していくためのさまざまなイベントをはじめ、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設や、市内全ての学校に洋式トイレやクーラーの設置、美濃小学校校舎の長寿命化などに取り組みられてきました。

こうした取り組みをされる中、各年度ごとの決算報告において、財政面の健全化判断に関する各指標においては、健全化に向けて着実に改善が進んでいることがうかがえます。

お手元に配付させていただきました資料をごらんください。

これは、平成19年度から28年度までの将来負担比率と基金額比率を2軸にとって経年変化を示したグラフです。将来負担比率は、皆さん御承知のように一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、家計に例えれば借金の額が年収に対してどれくらいの割合かを示す指標と言えます。

一方、基金額比率は、財政を判断する指標として定義されたものではありませんが、家計で言うところの貯金の額の年収に対する割合を示す指標と言えます。

専門的用語を使って言うならば、年度末に有する全ての現金・基金の額、簡便に考えると一般会計等の実質収支と、公営企業会計等の実質収支である余剰資金に充当可能基金の3つを加えた額を標準財政規模で割った数値であります。いずれもパーセントで示しています。このグラフは家庭を例に挙げるなら、年収に対する借金と貯金がどのように変化してきたかを示していると言えます。

将来負担比率が高く、基金額比率が低い、この図で言うと左側の上のほうになると思います。こういう場合は、家計が苦しいということになるのでしょうか。逆に将来負担比率が低く、基金額比率が高ければ、貯金が多く借金は少ないわけですから、余裕を持った家計ということになるのでしょうかね。この図で言うと右側のほうですが、もっともっとこれが今30%台、40%ほどになっていますけど、これがどんどん下がって行って、グラフよりも下のほうに、なおかつもっと右のほうへ進んでいけば、この状況がもっと顕著になると思います。

我が市の変遷を見れば、平成19年度には年収の約1.2倍の借金があり、貯金は年収の約74%という数字上は厳しい会計であった状態から、徐々に借金を減らしながら貯金をふやしていき、平成28年度には借金は年収の約半分、貯金は1.4倍になりました。平成29年度については、将来負担比率はさらに13%減少し、36.5%へと改善されていますが、基金額比率については、財政状況資料集の公表が来年2月ごろになるということですので、この表データでは採用しておりません。

この表から読み取れるのは、借金と貯金の関係はここ10年間でかなり好転してきているということです。しかし、最低限の市民サービスのみを提供し、残ったお金で借金の返済と貯金をしていけば、将来負担比率は低くなり基金額比率が高まるのは、ある意味当然のことと言えます。市民サービスの評価は、サービスを提供する側とサービスを受ける側では異なると当たり前だと考えますが、受け取り方はさまざまだと思います。

そこで、今回提供したデータは、一部の見方でしかありませんが、将来負担比率と基金額

比率の相関から見て、市長の目指す市民サービスの提供と市民の市政に対する満足度、これについてどのように考えてみえるのかを伺います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 辻議員の3点目、決算報告のデータから見た美濃市政ということで、市民の行政満足度と、こんな質問でございますが、夕張市の破綻が契機となりまして、地方公共団体の健全財政を確保するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されました。そのことによって、平成19年度の決算から全ての地方公共団体は財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、4つの指標を算定することが義務づけられました。

1つ目の実質赤字比率は、平成29年度の国が定める早期健全化基準は14.55%であります。

そして2つ目の指標である連結実質赤字比率は、平成29年度は19.55%であります。

3つ目の指標である実質公債費比率の国が定める基準は、25%となっております。

4つ目の基準である将来負担比率は、国の基準では350%となっております。いずれも低いほうが財政の健全化が保たれているというふうに考えられます。

ここで美濃市の財政状況でありますけれども、平成19年度決算の将来負担比率は119.4%でありましたが、平成29年度決算では36.5%と大きく改善をしております。県内他市町村の平成28年度の指標を見ても、42市町村中21市町村が将来負担比率はゼロ、一番高い比率は95.2%、美濃市については49.5%と全体の34番目でございます。

次に、実質公債費比率は、平成19年度決算は15.2%でしたが、平成29年度決算では10.8%で、4.4%改善をしております。県内他市町村の平成28年度の指標を見ても、県内42市町村中、一番高い比率は15.6%、一番低い比率はマイナスの1.6%で、美濃市については11.2%と全体の35番目でありました。

なお、実質赤字比率、そして連結実質赤字比率とも、県内市町村では赤字の団体はございませんでした。

次に、基金残高でありますけれども、平成19年度決算では、一般会計の基金残高は26億4,293万円でしたが、平成29年度は46億8,908万円と20億円ほどの増額となっております。これも県内市町村の平成28年度と比較してみますと、住民1人当たりの基金現在高は、一番高い市町村が192万4,000円、一番低い市町村は3万3,000円、当市は19万3,000円で、全体の20番目でございます。

また、普通会計の地方債残高については、平成19年度決算では88億7,100万円でしたが、平成29年度は65億5,200万円と23億円ほどの減額となっております。これも県内市町村の平成28年度と比較して見ますと、住民1人当たりの地方債残高は、一番高い市町村が200万円、一番低い市町村が18万1,000円、当市は30万7,000円で、42市町村中少ないほうから15番目でありました。

このように、現在の財政状況はいずれも改善はしておりますけれども、安心できるような状況にはないと考えております。しかしながら、一般会計の当初予算につきましては、平成27年度より毎年増額をし、市民の要望に応えるよう努力をしております。

ここ4年間で見てみますと、子供の給食費の半額化、高齢者宅配サービス費の倍増、デマンドタクシーの増車、災害に備え、市庁舎の非常用発電機の設置、美濃和紙活性化事業、観光産業の推進、健康年齢5歳アッププロジェクト、5歳児の保育料の無料化などに取り組んでまいりました。この間、市民に直接負担増をお願いしたものは、ごみ処理費用の一部有料化と、今年度からの介護保険料の負担増のみであります。

今後の財政状況を見てみますと、小・中学校、保健センター、児童センター、老人福祉センター、給食センターなどの公共施設の改築や長寿命化対策、さらには増加が見込まれる医療費、介護費などの福祉費や道路、橋梁などのインフラ対策があります。これらの需要に対応するため、可能な限り積み増しを行うとともに、これまでにもできる限り外部資金を導入し事務事業の推進をしてまいりましたが、これからも外部資金の導入に努めてまいりたいと思っています。

いずれにしましても、将来に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を維持しながら、市民満足度のさらなる向上につながる元気な美濃市づくりを推進してまいりたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 答弁いただいたように、市民の満足度を満たすための施策は、財政需要ということでたくさん上げていただいております。できるだけ外部資金を導入して事業を進めていく方針であるということも理解しました。また、将来に過度な負担を残さず、持続可能な財政運営を維持しながら、市民満足度のさらなる向上に向けてという点でもよく理解しているつもりであります。

ただ、今いろんな比較をされて県内の順位とかを申されましたけれども、やはり財政規模、人口、そういったものが異なりますので、県下全ての中での順位というよりも、むしろ類似団体、県内で言えば飛騨市、郡上市、山縣市、恵那市、瑞浪市、こういったところの市との比較であれば、よりその状況が比べやすくなるんじゃないかなあというふうに思っております。

市民の満足度を図るということは大変難しいことだと承知しています。できれば市長の言葉として伺いたかったんですけども、その点、聞けなかったのは、ちょっと残念な気がします。市民が行政サービスに大満足で申し分ないという自治体はないと思います。交付税の不交付団体であっても、何かしらの要望は必ずあると思います。いろいろな市民の要望を満たせば満足度は上がると思いますが、仮に要望がかなわなくても、要望に応えるべく前向きな取り組みも、また満足度の向上には欠かせない要素だとも考えます。

財源を投入しなくても市民への情報公開や丁寧な説明責任を果たすことも大切な行政サービスで、お金をかけない市民サービスの向上は、まさにこの点にあると言っても過言ではないと思います。

今後の行政運営には、このような観点にも重きを置いて取り組んでいただきたいと思います。

す。行政と議会、市民がそれぞれの役割を理解し、与えられた責務を果たす。結果として住みたいまち、住んでよかったまちとして市民が日本中に誇れるような、そんな武藤市政に期待して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時07分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

私は質問のお許しをいただきましたので、一問一答において2点にわたって質問をしたいと思います。

まず1点目、市長に対して質問をしたいと思います。

人口減少社会に対する危機感と今後の方針について市長に質問いたします。

人口減少という大波が押し寄せてきています。若い人が減って高齢者がふえていくという時代に対して、どうしたら美濃市の急激な人口減少を抑えて美濃市の経済の発展につなげていくことができるのか質問をしたいと思います。

全国的に人口減少がとまらない中で、美濃市に住む人たちも人口減少を心配する人たちが多くて、我々のまちは高齢者ばかりで、やがて消滅してしまうのではないのかとか、人口減少による消費の低迷により、経営するお店や零細企業の事業収入が年々減って、廃業に追い込まれてしまうのではないかと心配しておられる人も出ています。

給与所得者の給料もふえていかない中で、税金は高くなり負担がふえていくばかりです。高齢者の増加による社会福祉予算の増大などで、将来に対して大変危機感を持っておられる人も多くなってきたように思われます。

そんな中で、我々はこの国に待ち受ける未来をきちんと捉えて、将来に対しての不安を払拭して、美濃市を消滅させないで、元気な美濃市をつくっていくにはどうしていったらいいのか、ちょっとこの辺で考えてみる必要があるのではないだろうかと考えます。

さて、2053年ごろ、今から35年後には人口が1億人を割り、100年後の人口は6,000万人から3,000万人台になると推定されています。江戸時代には3,000万人国家だったので、その程度の規模でゆったり暮らせばよいと考える人もおられるでしょうが、しかし、現代に生きる私たちは、年金や医療や介護、子育てなどの社会保障がなければ暮らせないし、経済も安全保障も外国と絶えず影響し合っているから、日本、あるいは美濃市だけが急激な速度で人口が減っていけば、社会はその変化に耐えられなくなります。何もしなければ危機は確実に深まり、この変化が何をもたらすかに目を凝らしてみる必要があると思います。我々市議会議員や行政としては、しっかりとしたビジョンを持って、きちんとしたプランを立てておく必要があると思います。

2025年には、人口が最も多い団塊世代が全て75歳以上になるし、1人当たりの医療費は現役世代の5倍もかかりますし、国民全体の医療費も、現在の42.3兆円から57.8兆円へと膨らむという予想が出ています。

大企業の会社員が入る健康保険組合の多くが赤字で、後期高齢者医療制度への支出金の負担に苦しんでおり、23%もの組合が解散の可能性があるということです。負担に耐えられず解散する組合が続出すると、戦後の日本の生命や健康を守ってきた国民皆保険の土台が崩れてしまうこととなります。

空き家率は、2033年、今から15年後には3割を超え、空き家がふえる地域は住宅価格の下落を招き、建てかえや修理する費用が工面できなければ、老朽化した大量の空き家が放置されるままになるだろうとされています。

道路や橋、上下水道などの社会インフラは、日本が持続的に成長することを前提に整備されてきました。ただし、つくったものはいずれ老朽化をしていきます。道路や建物の耐用年数は50年と言われており、やがてその多くが耐用年数を超えることとなります。2044年、今から26年後には、インフラの修繕費がピークになるとされています。修繕費は市町村の負担分も大きく、過疎地の道路や橋は老朽化したまま放置されるものが多くなるおそれがあります。

大学は1955年に228校あったものが、1992年には523校へとふえ、2012年には783校とどんどんふえてきましたが、ところが1992年、今から26年前には、205万人いた18歳の若者の人口は、2040年、今から22年後には88万人と6割も減ることになり、大学や高校の倒産や統廃合が続出するかもしれません。つまり、日本の危機は単に人口が減るだけではなく、年齢構成が急激にバランスを失うことにあります。高齢化率は2060年時点で38%を超え、認知症の人は1,154万人になり、国民の8人に1人が認知症という計算になるということです。

このように日本や美濃市の未来図を概観していくと、余り期待の持てることが少なく、それなのに、国の人口減少に対する政策の甘さが浮き彫りになってきます。少子化対策は十分とは言えないし、社会保障費は際限なく膨れ上がる一方だし、空き家や老朽化するインフラへの対策も乏しい。これから数十年かけて日本を訪れる巨大な変化は、従来の制度や慣習をなぎ倒すほどの威力があると思われます。今から万全の備えをしていく必要があると思います。

美濃市では、第5次総合計画や美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略が立てられ、市民力と美濃和紙を核として、笑顔あふれる元気な美濃市づくりを進め、人口減少と地域経済縮小の問題の克服をしていくということですが、人口減少や地域経済の活性化においては、なかなか成果が出ていないのではないかと思います。

そこで、市長にお尋ねをしたい。

全国一律のどこでも行われているような政策や小さな対策ではなしに、長期にわたる政策ビジョンと、世代をまたいで持続する社会の強い意思を持った政策を立て、この人口減少と地域経済の縮小という変化に適応してほしいと思います。国や県に対しても遠慮せず

にはっきり物を言う必要があるし、悲観論や消極論に陥らず、若い人たちに夢と希望を持ってもらうために、もっとできることがあるのではないかと思います。

例えば、少子化といっても3人も4人もの子供をもうけておられる家庭もあります。ぜひそんな家庭も参考にしてほしいと思いますし、美濃市の南部地区では何カ所もの区画整理事業が計画されております。区画整理事業は人口増対策には最も有効な事業です。この事業がもっと早く進むような特別な方法も考えてもよいと思います。

例えば区画整理事業は自分たちのお金で事業を行う仕組みですので、地権者で土地をある程度出し合って保留地という土地をつくって、その土地を売って工事費を捻出して工事を行います。最近では土地価格も下落したり、確実にこの保留地が売れるという保証もありません。そこで、市が中に入って企業誘致をしていただいて、この保留地へ企業や商店が進出していただければ、区画整理事業ももっと早く進んでいくことになり、企業誘致ができれば働き場所もふえて一石二鳥です。美濃市中にこの事業が拡大していけば、さらによい結果も出てくると思います。

また、住宅をつくりたいと考えておられる方も何人もおられます。そういう人には、ぜひ美濃市に住宅をつくっていただくような強力な政策、この前の6月議会で私は提案させていただきましたが、美濃市に住宅を建てられた方には100万円ぐらいの住宅建設お祝い金を出すなど、人口増対策には特に力を入れるという姿勢がほしいと思います。そういう制度を待ち焦がれておられる方が何人もお見えになります。

とにかく、新しい総合計画を立てる際には、思い切った政策で、強く、しかも冷静に覚悟を持って未来に備えるために、人口減少と地域経済の縮小という大波に対処するための方針を示していただきたいと思います。今までどおりの総合計画で、あちらに少し、こちらに少しという予算の使い方、できるだけ皆さんから批判が来ないように気を配るといふばらまき予算では、人口減少と地域経済の縮小という社会の大波には対処できませんので、今後10年間に大きな転換期になると思いますので、美濃市が豊かに発展していくよう、政策を示していただきたいと思います。市長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 人口減少社会に対して、古田議員のほうから大変すばらしい質問をいただきました。まさしく私もそのとおりだと思っておりますが、何せ財政力、いろんな面を考えてそこまで言えるかなあと、そんな思いで答弁をさせていただきますので、よろしく願いたいと思います。

議員も御承知のとおりであると思っておりますけれども、本市の総人口は、昭和29年市制施行以来、一貫して減り続けていると。国全体に目を向けておりますと、政府は昭和22年から24年ごろに生まれた団塊世代が75歳になる2025年問題、そしてもう一つは、昭和46年から49年ごろに生まれました団塊ジュニア世代という世代が65歳になると。そして高齢者の絶対数がピークが2040年問題を中心として、今検討がなされているところであります。

特にこの団塊ジュニア世代が急速に少子化が進みまして、出生数のピークであった昭和24

年の270万人に比べますと、平成29年は94万人ということで初めて100万人を切ったと。さらにピークの3分の1程度までに減少したと、こんな状況でございます。

2040年には、人口の約4割を占めるということになりまして、高齢者の年金問題、医療問題、介護費用が増大。それを支えていく若い世代の負担が今以上に重くなるということが予測されます。特にこの状況は、都市圏、東京、大阪、名古屋で非常に大きな影響が出るというふうに今現在分析をしております。

しかし、こうした現状を憂いてばかりでは道は開けませんので、私たちは人口減少、少子・高齢化社会を受け入れつつ、住みたい、住み続けられるまちづくりを進めていく必要があると考えております。

市としましては、人口減少と地域経済縮小を克服するため、現在、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、中期的な施策を掲げております。市民の健康年齢の向上、良好な子育て環境や教育環境づくり、空き家・古民家の利活用、移住・定住の促進、観光誘客の推進、世界遺産を活用した地域活性化、美濃和紙を含む産業の活性化など、今できることを限られた予算の中で進めているのが現状でございます。

質問にございました企業誘致でありますけれども、これまでも県を通じまして、幾つかの企業から立地先として最適な土地がないかというような照会が何件も来ております。特に南部地域においては、広域交通の結節点という地の利を生かした積極的な働きかけを行っているところでありますけれども、相手方との条件がなかなか合わず、現在合意に至っている案件はございません。

加えまして、区画整理事業を含めまして開発行為を伴う土地の活用につきましては、土地所有者の同意が必要でありますし、さらに農地の活用につきましては、農業振興地域内農用地の除外や農地転用など、厳しい条件をクリアするのに相当の時間と費用と労力がかかると、こんなようなことございまして、なかなか企業誘致が来ても、直ちにその土地を提供するというわけにはなっていないのが現状でございます。

こうした状況でありますけれども、市としましては、地方創生のために働く場所をつくっていく、これも重要な仕事として考えております。土地所有者の意向を十分にお聞きしながら、引き続き県などと連携しまして、粘り強く誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。ちなみに企業からこの土地が欲しいというふうな話がございました折には、積極的な農地転用等についても、できるだけ早い時間にやっていきたいと思っております。

1つ、例でいいますと、コメリの場合はそうでありましたように、企業からどの土地がいいですかという話が来ましたので、その土地について積極的に市が動いて、本当にまれな、3年でできたということでありましたので、このことを含めまして対応をしていきたいと考えております。

また、6月議会で御提案いただきました市内に新築された方に対する支援制度につきましては、現在、9月末を期限として市内700世帯を対象に調査を行っております。その結果を踏まえて慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思いま

す。

私は、ないものを求めても将来展望は開けないと思っておりますので、今あるもの、人、地域資源、あるものを活用しながら、そういった方を、そしてさらにそういった希望を持って努力をしている方を、こんな方々を積極的に応援する中で、地域経済の活性化というものを目指していきたいというふうに考えております。

特に、健康で元気な高齢者が十分に活躍でき、将来を担う子供たちが健全に成長できるまちづくりを重点に、住みたい、住み続けられると思っただけ的美濃市をつくってまいりたいと考えています。

なお、国がまだ明確に示しておりませんが、まち・ひと・しごと創生総合戦略も第2期の策定を求められるというふうに考えております。地方創生の実現を含め、中長期的な構想や具体的な施策につきましては、次期総合計画や総合戦略の策定のタイミング、来年度からになると思っておりますけれども、そういったものの中で、今御指摘のありましたような将来の美濃市に向けての対応について十二分に検討してまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

期待をしておりますので、ひとつよろしく願いをいたしまして、次の2点目の質問、大規模災害の備えについて質問をしたいと思っております。

まず最初に、7月から9月にわたり、多くの災害でお亡くなりになりました方々に対して、お悔やみを申し上げるとともに、けがをしたり家を失ったりして大変な被害を受けられた方々に対しても、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。一日でも早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、平成30年6月29日に台風7号が発生して、7月7日には岐阜県にも大雨特別警報が発令され、河川の氾濫や浸水害、土砂災害などで死者数が全国で200人を超え、上水道や通信といったライフラインに被害を及ぼし、交通障がいをも及ぼしました。平成に入ってから初めて死者数が100人を超え、平成最悪の水害と報道されました昭和57年7月に300人近い死者・行方不明者を出した長崎大水害以降、最悪の被害を出してしまいました。

岐阜県では、6月28日から7月8日9時までの郡上市の雨量が1,214ミリに達し、観測史上最大で、関市では津保川が氾濫し、225棟が床上浸水し、270棟が床下浸水をし、男性1人が死亡をされてしまいました。美濃市でも各地で被害が出ました。岐阜県の農産物被害は2,280億円もの被害がありました。

一昨年の熊本地震、昨年の平成29年7月九州北部豪雨、そしてことしの平成30年7月豪雨と、つい最近の21号台風による近畿地方の大被害が起こったかと思いきや、北海道胆振東部地震が震度7で北海道全土が大きな被害をこうむり、日本列島はがたがたになってしまいました。人間が経済最優先で自然を壊してしまったツケが来たのではないのでしょうか。この辺で立ちとまって冷静に考えてみる必要があるのではないかと考えます。

これだけ毎年大きな被害が起こるようになってきますと、それを防ぐ方法はないのか。それに備える対策は大丈夫なのか。被害が起こってしまった場合の対策は万全なのか。今度の災害で明らかになった問題点はどこにあるのかを、総務部長と建設部長にお尋ねをしたいと思います。

まず1点目には、避難準備や避難勧告や避難指示が出て、避難所へ避難をしたいと思ったときの避難所は一時避難所と指定避難所がありますが、市民の皆さんはどのように判断をして、どの避難所へ避難するべきかを決めたらよいのか、答弁をいただきたいと思います。

今回の30年7月豪雨では、指定避難所へ避難された方も見えますが、スーパーの駐車場へ車をとめて車の中に避難をしていた人や高速道路の駐車場、またはチェーン脱着場へ避難された方も見えましたが、どのように判断したらよいのか。避難が長引く場合も考えられますので、ちゃんとした方針を示しておいたほうがよいのではないかと。また、避難所のうち冷暖房設備が整っている避難所、発電設備のある避難所はありますか。総務部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 大規模災害の備えについての質問の1点目、一時避難所と指定避難所のどちらへ避難したらよいのか。また、冷暖房設備と発電設備のある避難所はあるかについてお答えいたします。

現在、避難所には一時避難所と指定避難所があります。一時避難所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、生命の安全を守るために一時的に避難をする場所で117カ所指定をしていますが、避難所へ行けない場合の自宅での避難として、水害の場合は2階へ避難し、土砂災害の危険性がある場合は、山側と反対側の2階へ避難することも一時避難になります。

また、指定避難所は、災害が発生し家屋が倒壊、流出等した場合に、長期間の生活支援をする場所として24カ所指定しています。詳細については、各家庭に配布した我が家の防災マニュアルや市ホームページにおいて、水害、土砂災害、地震の災害区分ごとにそれぞれ避難所が指定してありますので御確認をしていただきたいと思います。また、避難勧告等を発令する場合は、開設する避難所をお知らせしますので、それに基づいて避難していただきたいと思います。

次に、避難所の冷暖房施設についてお答えします。

市が管理する避難所の冷暖房設備については、30施設について設置されております。また、停電時の非常用電源を備えた避難所は、道の駅美濃にわか茶屋と防災中央コミュニティセンターのみとなります。

市では1キロワット未満で5時間程度の利用可能な可搬式発電機を10基保有しておりますが、避難所等の電力を全て賄うことはできません。指定避難所で長期間生活をされるような場合など、必要な場合にはリース等で対応していきたいと思いますが、全て公助で対応できませんので、自助でできることはお願いしたいと考えています。

[ 9 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） ありがとうございます。

2 つ目の質問です。

また、避難をされる方は、高齢者であったり、幼い子供であったり、障がい者の方であったり、いろいろな方が見えます。今回の大雨による避難の際にも、目がよく見えないからとか、高齢で歩くことが困難なのでという理由で避難をちゅうちょして自宅で待機された方もおられました。ぜひ避難所には車椅子や洋式トイレや十分な毛布の準備が必要かと思いますが、総務部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の 2 点目、車椅子、洋式トイレはあるのか。毛布は十分あるのかについてお答えいたします。

現在、公共施設で車椅子が設置してある避難所は19施設、設置台数は39台、洋式トイレが設置してある避難所は33施設です。避難所はバリアフリーに対応していない施設が多いため、避難所で生活が困難な高齢者、障がい者などの方には、老人福祉施設等を福祉避難所として開設することとしています。

また、毛布につきましては、防災中央コミュニティセンター、道の駅美濃にわか茶屋、洲原、上牧、藍見、中有知の地域ふれあいセンターに分散して保管しており、計526枚保有していますが、十分とは考えていません。今後は大災害を想定し、必要な備品を販売業者との連携で備えていきたいと考えています。また、各個人の家でも必要最小限の備蓄については、自助の力で整備していただき、避難される場合には、必要な身の回り品や食料等を持参していただくよう呼びかけていきます。

[ 9 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） ありがとうございます。

次に、3 番目の質問に行きたいと思います。

市街地における大規模火災や、地震による建物の崩壊などが起こった場合の大規模火災や地震発生時の避難所は何カ所ありますか。これらは一時的に避難をするという場所ということですか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の 3 点目、市街地における大規模火災や地震発生時の避難所は何カ所あるかについてお答えします。

現在、市街地における大規模火災や地震発生時の避難所として、美濃小学校グラウンド、武義高校グラウンド、美濃中学校グラウンド、ザ・ビッグ美濃店駐車場の 4 カ所を指定しています。この避難所は美濃市街地及び周辺地区において、大規模な火災による延焼や地震による建物の倒壊などから緊急的に身を守るため、一時的に避難する場所として指定している

ものでございます。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） はい、わかりました。

次に、4点目、大規模災害発生時の救護所は美濃市に何カ所くらいありますか。病院や医師会などの協力が必要かと思われませんが、医師会などとの協力体制はできていますか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の4点目、大規模災害発生時の救護所はあるか。医師会などとの協力体制はできているかについてお答えいたします。

大規模災害発生時の救護所は、美濃小学校、武義高等学校、美濃中学校、洲原防災コミュニティセンター、牧谷小学校、昭和中学校、中有知小学校の7カ所の施設を指定しています。この中から災害発生時の場所、内容、規模などに応じて最適な施設に救護所を開設します。

医師会などとの協力体制につきましては、平成16年10月5日に社団法人武儀医師会と災害時の医療救護活動に関する協定を、平成19年4月1日には、美濃歯科医師会と災害時の歯科医療救助活動に関する協定を、平成26年7月22日に関薬剤師会と災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定を締結しており、災害発生時には、迅速かつ適切な支援を行っていただく協力体制ができています。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

次に、5点目の質問です。

避難指示の判断は大変難しいと思いますが、何を基準に判断をされますか。家族の中に高齢者や身体障がい者がいて、避難したくても避難できない人や、避難をしない人に対する対策はどのように考えておられますか。本人の自由意思に任せるより方法がないのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の5点目、避難指示の判断は難しいと思うが、何を基準に判断するのか。また、避難ができない人や避難をしない人に対する対策はどのようにかについてお答えいたします。

市が発令する避難指示の判断基準は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、または土砂災害が発生したとき、大雨特別警報が発表されたとき、河川が増水し氾濫危険水位を超え、引き続き上流域で雨が降っている場合や、雨雲の動きなどから今後さらに雨が降ることが予測される場合などです。

また、自力で避難できない方については、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会などへ情報提供をしています。自治会や自主防災組織、民生委員らと連携し、迅速な避難行動がで

きる体制をとっていただいています。

避難しない人への対策については特にとっていませんが、最近の災害状況を見てみますと、過去に例を見ない想定外の災害が全国各地で発生しています。できるだけ市が発信する避難情報に耳を傾け、避難していただきたいと思います。

市としましては、防災訓練などいろいろな場面で消防署、消防団、警察とも連携し、災害に対する日ごろからの備えや避難の必要性を説明し理解していただくよう、住民の意識啓発に努めていきたいと考えています。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（森 福子君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） ありがとうございます。

次に、6 点目の質問に行きたいと思います。

今までは山崎大橋の近くにライブカメラがありまして、川の状態がよくわかったわけですが、近年、これが故障をしたままになっているようですので、早急に復活させて、直接川まで水量を見に行かなくても、映像で見られるように復旧をさせて災害に備えていただきたいと思いますが、復活させる予定はありますか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の6 点目、山崎大橋の近くにライブカメラを設置できないかについてお答えします。

山崎橋付近のライブカメラにつきましては、平成19年にCCNが設置し、運営をしていたものですが、カメラの故障が頻繁に発生するとともに部品も手に入りにくくなり、機器の維持管理費が膨大になることから、平成28年度末をもってカメラを撤去されました。現在のところ、CCNで設置することは困難と聞いております。

現在、美濃市では、河川の状態を把握するためには、河川上流域に設置されている水位計、雨量計のほか気象庁等の気象情報とともに、長良川流域の港町、郡上市上田、新美並橋や板取川流域の穴洞に設置されているライブカメラの映像を活用させていただいておりますが、いずれも国土交通省、県が設置されたもので、河川の状態が判断できるものと考えています。山崎橋付近の河川については、美濃橋のカメラの映像を見ていただければおおむねの状況が判断できるものと考えています。

また、昨年作成いたしました美濃市防災情報アプリにおいても、河川のライブカメラ映像をスマホやタブレットなどで見るができますので、市民の皆様にも御利用いただきたいと思います。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（森 福子君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） よくわかりましたが、この件につきましては、中有知連合自治会からの要望として、ぜひライブカメラを復活させていただきたいという要望も出ておるみたいですので、またもしそんなきっかけがございましたら、前向きに捉えていただきたいというこ

とを要望しておきます。

次に、7点目の質問です。建設部長に質問をしたいと思います。

長良川、板取川といった大きな川だけではなくて、余取川とか、赤谷川とか、渡来川とかいった川をはじめ、多くの中小河川は川底に土砂が堆積して川幅が大変狭くなっているのです。これらの川のしゅんせつをしていただき、中小河川の氾濫が起これないようにしていただきたいと思いますが、建設部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の7点目、中小河川のしゅんせつを早急にできないかについてお答えします。

美濃市では、過去に昭和51年の9・12水害、平成16年の台風23号により長良川の堤防の越水がありました。

今回、平成30年7月豪雨では、郡上市北部で連続1,000ミリ以上の雨が降りましたが、長良川は越水しませんでした。これは長良川河口堰の設置以降、国や県が長良川のしゅんせつを進めてきたことによる大きな効果だと思います。

そのような中、県が管理する長良川、板取川、余取川、赤谷川などのしゅんせつは毎年要望しており、計画的に行っていただいております。また、美濃市の管理する河川も毎年計画的にしゅんせつを実施しており、今後も引き続き実施してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。要望しておきます。

確かにしゅんせつはあちらこちらでやっていただいておりますが、やっぱり地元の住民からすると、もうちょっと早いペースで、もっとたくさんのしゅんせつをしてほしいという意見がたくさんありますので、できるだけスピード感を持って早くやっていただくことを要望いたしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後1時00分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） こんにちは。

発言通告に従いまして、一般質問4点を一問一答にて行いたいと思います。

まず、質問の1点目であります。

美濃市の個性を生かしたまちづくりについてを建設部長にお伺いをいたします。

美濃市は、江戸時代以降に築かれた城下町に、今なおその姿を残すうだつが上がる町並み

と、1,300年の歴史と伝統を誇る伝統産業の美濃和紙で知られ、清流長良川と板取川が貫流し、豊かな水と緑濃き山々の自然に恵まれた地域であり、日本最古の水場遺構が確認されるなど、古代から人々が定住をしてきた地であります。中世は、白山信仰や高賀山信仰などの山岳信仰等が普及し、近世には金森長近により整備された城下町がこの地方における物流の拠点として繁栄をいたしました。その後、現代に至るまで、政治、経済、そして文化の中心都市として栄華を誇るなど、長い年月の中で培われてきた歴史や文化、自然が息づく歴史文化都市であります。

平成8年に策定した市街地整備マスタープランでは、市域に点在する歴史や文化、自然環境をこの本市の貴重な財産とし、これらを活用して個性ある魅力的なまちづくりを進めることを基本方針としてきました。特に、美濃市の顔とも言える中心市街地に残るうだつの上がる町並みの整備については、平成11年5月の重要伝統的建造物群保存地区の選定を契機に、電線類の地中化や伝統的建造物等の修理、修景などを実施してきました。

一方、市域の北部で行われる美濃紙の生産は、高齢化や後継者不足といった慢性的な問題を抱えていたが、地域の努力に加えて、国・県の支援、さらには本美濃紙の生産技術が重要無形文化財に指定されるなど、多方面にわたる活動等を背景に、その伝統的製紙技術の保存、継承と後継者の育成が行われてきました。平成22年4月から美濃市景観条例を施行し、歴史文化資産とその周辺環境を一体的に捉えた地域の整備と保全活動に着手したところであります。また、美濃市歴史的風致維持向上計画は、これら美濃市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図るため、取りまとめたものであります。

今後、より一層、美濃市の個性を生かしたまちづくりを進める上で、うだつの上がる町並みやその周辺地域における歴史的景観の保全活用、美濃和紙の保護と和紙の里の活性化、そしてこれらがつくり出す歴史的風致を結びつけることで生まれる新たな魅力を生かしたまちづくりが求められているのではないかと思います。

そこで、建設部長にお伺いしますが、これらの取り組みを行っていくのに、市内全体の歴史的風致形成建造物の候補となる建物の状況把握は必須であります。このような情報の調査はされておられますでしょうか、もしされておられるようでしたら、どのような結果となっているのかを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、こんにちは。

議員、御質問の1点目、伝統的建造物群保存地区以外の歴史的風致形成建造物の調査と結果はどのようなかについてお答えします。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律を、通称、歴史まちづくり法といい、この中では、地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地

の環境を、歴史的風致と規定しています。本市におきましては、この歴史的風致の維持と向上を図るために、平成23年度に美濃市歴史的風致維持向上計画を策定したところです。この計画の中で、歴史的風致形成建造物の指定基準としては、1つ目は文化財保護法に基づく登録有形文化財、2つ目は岐阜県文化財保護条例に基づく県指定文化財、3つ目は美濃市文化財保護条例に基づく市指定有形文化財、4つ目は歴史的景観形成上かつ歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものとして市長が必要と認めた建造物となっています。

以上のことにより、国・県及び市で文化財に指定してあるものや市所有のものは状況把握ができており、美濃市歴史的風致維持向上計画の中で歴史的風致形成建造物候補12棟の一覧を作成し、そのうち、殿町にある旧須田万右衛門邸を第1号の歴史的風致形成建造物として平成29年度に指定したところです。しかしながら、民間所有のもので歴史的風致形成建造物の候補となり得る建造物の状況把握の調査は行われていません。

なお、現在、美濃市歴史文化基本構想の策定に取り組んでおり、この中で、市内に点在する歴史的な建造物の分布調査も進めてまいります。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 状況把握の調査は行われていなかったという結果でした。

美濃市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図ることは大変重要なことでもあります。伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物等の所有者が行う建造物の修理、修景に対して、現在、費用の一部を助成しております。現在、それ以外のそのような物件に対しての適用はありません。

そこで伺いますが、保存地区以外の歴史的風致形成建造物やその候補となり得る歴史的価値の高い、重要性が確認された町屋や家屋、紙屋や川屋、また旧牧谷街道沿いに広がる町並みの景観整備維持のために、それら家屋等の修景に対する助成制度を設け、そしてその景観を維持していくということの必要性を大いに感じるところでありますが、その点についてはどのようにお考えか、答弁をお願いします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 議員御質問の2点目、保存地区以外の歴史的風致形成建造物やその候補となり得る家屋等に対し、修景助成制度の設置の必要性を感じるが、市の考えはどのようなかについてお答えします。

現在、家屋等を修理、修景する際に費用の一部が補助されるのは、伝統的建造物群保存地区内の建造物、文化財保護法に基づく登録有形文化財、岐阜県文化財保護条例及び美濃市文化財保護条例に基づく文化財に限られます。それ以外は、個人所有のものは全て個人で、公共施設であれば全て行政が費用を負担し、修理、修景を行っています。御承知のとおり、本市としては財政が厳しい状況が続いており、今後さらに市内公共施設の老朽化対策に取り組んでいかなければなりません。そのような中、本市では、できる限り外部資金を導入し、財

政的な負担を少なくするよう努力してきたところです。

したがって、伝統的建造物群保存地区に準ずるような建造物の外観規制の加わる区域とすることに当該地域住民の方々の御理解が得られるのであれば、修理、修景費用の一部補助は可能となりますが、それ以外のものを市の単独費で補助することは困難であります。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

要望を述べさせていただきます。

1問目の答弁にございました美濃市歴史文化基本構想の策定に現在取り組んでいる中で、そのような建造物の分布調査を進めていくということで、いつ終わるかわかりませんが、近いうちに多分この調査結果は出てくると僕は思うんですね。そうすると、何件ぐらいあるのか、どのぐらいの地域に広がっているのか、どのような分布になっていくのかということがある程度、僕はわかってくると思うんですね。ですから、それに対して、やっぱり考えていかなきゃいけない。この美濃市における固有の歴史及び伝統を反映した歴史的価値の高い建造物を維持保存していくということは、歴史的景観の保全だけでなく、今後の観光事業の展開にも深くかかわってくるものであると僕は思います。国も、歴史的この資源を観光資源として再生活用するという動きが大変今活発化をしております。

建造物というのは、壊れてなくなってしまうと、その後、手の打ちようがありません。今、答弁にあった伝建保存地区に準ずるような建造物の外観規制の加わる区域とすることに対しては、当該地域の住民の理解を得ることはまず僕は厳しいと思います。例えば、今の永重町から殿町、港町、それから灯台の前からずっと道の駅の辺まで、じゃあそこら辺を面として維持していこうかと思うと、それはもうその地域の方の印鑑を全部もらわないかんのです。これは、もうとても大変なことであり、不可能に近いなということを思います。ですから、それを面として捉えていく方法を考えるのではなくて、現在、取り組んでいる歴史文化基本構想策定の中で、歴史的風致形成建造物の候補を見きわめて、先ほど言いましたように見きわめて、これを市長の認定するという言葉がありましたよね。市の指定有形文化財として指定をして、修理、修景の際に費用の一部が補助されるような仕組みをつくって、今後いろんな形でこのまちをつくっていくということを検討していただきたいということを強く要望しておきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続いて2点目の質問に移りたいと思います。

市の防犯・防災対策についてお伺いします。

ことし5月に、新潟市で小2の女兒が下校途中に連れ去られ、殺害された事件が発生をいたしました。再び起きたいたいけな子供への犯罪を、社会がどう受けとめるのか、改めて私たちに突きつけられているのではなかとと思います。残念ながら、こうした連れ去り事件は後を絶ちません。子供が被害に遭うケースは、全国で年間100件前後で推移をしています。そのうち下校時では、2014年、神戸市で小1女兒が男に自宅に誘い込まれ殺害をされました。

文部科学省の調査では、事件防止のため、全国の小学校の約6割で集団登下校を実施し、9割近くが保護者や地域のボランティアによる見守りを実施しております。

しかし、この下校時間帯は幅があり、登校時に比べると一人一人を見守ることは難しいのではないかと、そして手薄になった見守りのすきを突き、監視の目が届かない場所を見つけ出すのが犯罪者であります。小学生、特に、いざというときの対応能力が備わっていない低学年の子供は、極力一人にしないことが重要であり、地域全体で見守る体制の強化が必要ではないかと思えます。また、一人一人の子供の通学路を学校や保護者らで徹底的に点検し、人通りの少ない場所や人が隠れやすい場所を調べることは有力な対処法だと聞いております。

防犯教育の一環で、子供たちみずからが学校周辺を歩いて、不審者があられやすい場所を探し出して、手づくりの防犯マップを作成している学校もあると聞きます。学校が警察から不審者情報を入手し、保護者らにメールで流し、注意喚起する例も珍しくありません。こうした動きをさらに広げていくことが重要だと思います。防犯ブザーの携帯、いざというときに大声を出して助けを呼ぶなど、基本的な動作を学校や家庭で繰り返し子供に教えることも大切であり、二重三重の対策で卑劣な事件を防ぐしかないと思えます。

そこで、教育長にお伺いしますが、小学校として現在とっている通学路での防犯対策はどのようなものであるか、お聞かせください。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 皆さん、こんにちは。

今、議員の御質問の小学校における通学路での防犯対策についてお答えをいたします。

各小学校では、通学路での安全確保のため、以下の3点から取り組んでおります。

まず1点目は、防犯を含めた危険な場所を知ることです。把握するための方法としては、教師の目だけではなく、地域のボランティアによる見守り隊や保護者からの情報を得るようにします。それらを安全マップなどにまとめ、校内に掲示したり、各家庭に配布したりしながら、同じ地域に下校する児童が集まる分団会や教師が児童に付き添って下校する際に注意すべき点を指導しております。また、いざというとき、助けを求められる「子ども110番」の家についても安全マップに明記するなどして、児童がはっきりわかるようにしております。

2つ目は、児童が危険を感じたときの対処の仕方を身につけるということです。新入生には全員に防犯ブザーを配付し、正しい使い方と自分の身を守る方法について、4月のうちに指導しております。さらに、岐阜県警たんぽぽ班を招くなどして、連れ去り防止教室を実施し、声をかけられたときの対応の仕方など、具体的に指導します。その他の学年につきましても、担任や生徒指導主事などが適宜防犯に対する指導を行うようにしております。

3つ目は、不審者などの情報があつた場合の連携した対応でございます。学校、もしくは教育委員会は、不審者情報があれば、警察にパトロールの強化を要請するとともに、保護者や見守り隊の方に緊急メール等で連絡し、見守り活動を依頼します。また、教師は、登校時に通学路を巡回し安全を確認したり、また下校時には児童に付き添ったりしています。この

ように、学校だけでなく、家庭、地域、警察等とも連携を図りながら、児童が犯罪に巻き込まれることがないように取り組んでおります。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 3つの点、よく理解しました。

地域住民の方がそれぞれ御家庭で防犯対策を行うことに加えて、地域全体を犯罪防止効果の高い環境にするということも、僕は重要な防犯対策であると思います。地域やまち全体が安全で住みよい環境になるように、地域の防犯安全対策、すなわちタウンセキュリティーを積極的に推進していくことが今後必要になってくるのではないかと思います。特に、住宅地域や商店街、あるいは今聞きました児童の通学路、また公園などの公共区域に対して、地域見守り防犯カメラ、いわゆる監視カメラや非常通報装置などを設置して、それぞれの地域事情に合った包括的、また機能的な防犯対策を行うことで、犯罪者の侵入を抑止し、犯罪の起こりにくい環境をつくっていくことが大切だと思います。

そこで伺いますが、現在、地域の防犯安全対策のために、公共施設をはじめ、子供たちの通学路などでの防犯カメラ等のセキュリティ対策はどのような現状であるのか、総務部長にお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、公共施設を初め、児童の通学路などでの防犯カメラ等のセキュリティ対策はどのようなかについてお答えいたします。

美濃市では、公共施設や通学路などにおける防犯上のセキュリティ対策としまして、通学路灯の設置を行っております。児童・生徒が通う通学路上で近隣に民家等がない場所に通学路灯を設置し、冬の暗くなる下校時間帯でも安心して通学できるよう防犯対策を行っております。設置場所については、自治会や保護者等からの要望をもとに、要件に合った場所を選定してきましたが、現在では市内195カ所に設置し、管理をしています。また、電球は全て高輝度のLEDに取り換えを行っており、以前よりも明るい環境となっております。

このほかにも、地域の防犯を目的に、自治会で維持管理されている防犯灯の設置に対して、その費用の一部に補助金を交付しています。毎年、自治会からの要望をもとに新設されるLED防犯灯1基に対して2万円、電灯をLEDに交換される場合には1基1万円を予算の範囲内で補助し、また防犯灯にかかる電気料についても、使用料の2分の1を補助しています。

なお、不特定多数の方が利用する道路、公園等公共の場所への防犯カメラの設置については、現在、小倉公園内に1基のみ設置している状況でございます。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 市全体の今話を聞いたんですね。通学路灯を設置していますよ、そして防犯灯も設置してますよ。とりあえず防犯カメラについては、小倉公園に1基設置してありますよということなんですかね。それで十分地域の安全、タウンセキュリティーが保たれて

いるかという、そうではないのは明らかであるんですが、確かに市独自で、先ほど言いました防犯カメラ等のセキュリティー対策をしようと思うと大きな費用がかかるわけですね。

ことし7月19日に、中部電力は、愛知、岐阜、三重の3県の自治体や商店街向けにカメラを設置して、街頭での防犯につなげるサービス、いわゆるmimamori-poleという名前ですが、を始められました。これは、電柱を持つ会社ならではの取り組みで、全国的にも珍しいといえます。これは、道路などの公共空間を撮影、録画をします。そして、インターネットには接続していないんですが、現道で何らかの事件が起きたときは、無線LANを使ってパソコン、タブレット端末に映像をダウンロードできると。電柱管理者である中電が、この中電がカメラの設置からメンテナンスまでを実施する。そのため、この設置に当たっての手续やカメラの運用に際し、利用側の負担が軽減をされるというmimamori-poleというものがこのような形で始まっております。市独自で本当にタウンセキュリティーをしようと思うと大変なことでありますので、このように民間と協力をしながら、地域の安全、そして子供たちの命を守るということ、いわゆる地域の犯罪抑止力の向上を図るということは大変重要だと僕は思います。その点について、総務部長のお考えをお聞きします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、防犯カメラ等の設置により、地域の犯罪抑止力の向上を図ることは重要だと思うがいかがかについてお答えいたします。

防犯カメラは、設置した場所の画像を継続的に撮影し、スタンドアロンで記録保存もできますが、インターネットを介してパソコンやスマートフォンで確認し、ダウンロードすることもできます。また、防犯カメラを設置して、その存在を周知するだけで犯罪の未然防止、予防等につなげることや、事件、事故等が発生した際には、録画した画像が手がかりとなり早期解決につながることもできます。このほかにも、災害発生時の被害状況の確認や、日ごろ通学する子供たちの見守りにも利用することができるといった防災・防犯上有効な手段の一つと考えます。近隣市の設置状況をお聞きしますと、郡上市では道の駅、公園等に計11台を、美濃加茂市では美濃太田駅周辺の道路や駐輪場に計33台を、岐阜市はJR岐阜駅周辺の道路、公園に計36台設置されていますが、いずれも一般的な防犯対策を目的に設置をされておりました。

幸いなことに、近年、市内においては、警察を初め各種団体による防犯パトロールや子ども見守り隊など、地域ぐるみの防犯活動により、子供を対象とした犯罪は発生しておりませんし、関署管内の過去5年間の街頭犯罪認知件数を見ると、自転車盗や車上狙いが主で、それも年々減少しています。市といたしましては、防犯カメラの有効性については先ほど申し上げましたとおりでございますが、当面は、子供の見守りなど、地域ぐるみの防犯活動を中心に継続していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 要望を述べます。

防犯カメラの有効性については、今、部長がおっしゃったとおり、十分理解をしておられるようであります。答弁にもありましたよね。現在は、幸いにも子供を対象にした犯罪は発生しておらず、関署管内の街頭犯罪認知件数も減少しているということで、現在の防犯活動は、このままでいきますよという話でありました。確かに犯罪は起きていないので、現在。これは、逆に僕はまだラッキーのほうじゃないかなというふうにして思うわけであります。この犯罪というのは、いつ起こるかわかりません。また、起こってからでは手おくれです。この質問の冒頭に申しました本当に悲しい事件が全国で起きております。子供たちや住民の命を守るために全力を尽くすという決意で、今後よりよいセキュリティ対策を検討していただけますよう要望をさせていただきます。

次に3点目であります。

防災無線のデジタル化について、同じく総務部長に伺います。

現在のアナログ無線の不備な点をなくすために検討されておりますデジタルでの防災無線、このデジタル波の到達調査を平成29年度に完了するというものであります。この結果はどのようなものでありますか、御答弁をお願いします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 防災無線のデジタル化についての御質問の1点目、昨年度実施したデジタル波の到達調査の結果はどのようなかについてお答えいたします。

美濃市では、地域防災計画に基づき、災害予防対策、を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線施設を整備し、気象情報や災害情報、避難情報等を市民へ伝達する目的で設置しています。現在、使用している防災行政無線は、平成3年に整備しましたが、市役所に親局を置き、市内各地域には、電波の受信機と屋外スピーカーを備えた計84基の子局を設置し、防災情報等の一斉送信を行っています。当市の無線システムは、これまでアナログ波を使用してきましたが、システムの高度化、多様化に対応するため、また現行機器の部品が不足してくることが予測されるため、デジタル方式への移行が望ましく、昨年、無線システムのデジタル化に向けた更新計画の基礎資料とするため、デジタル波伝播調査を実施いたしました。

調査の内容は、市役所屋上にデジタル試験電波の発射装置を仮設置し、現在設置してある子局の位置で電波の受信状況を確認しましたが、デジタル波はアナログ波に比べて到達距離が短く、洲原地区、下牧地区、上牧地区、美濃地区の一部で電波が届かない不感地区があることが判明しました。その対策を検討した結果、不感エリア近くの受信可能な地点に再送信子局を設置し、不感エリアに向けて電波を発射することで、市内全域でのデジタル波の受信が可能になるとの調査結果を得ました。

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 調査結果は了解しました。

この調査結果を踏まえて、デジタル化によるメリット・デメリットというものをどのように今考えてみえるのか、お答え願います。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、デジタル化によるメリット・デメリットはどのような点についてお答えします。

防災行政無線のデジタル化によるメリット・デメリットはそれぞれありますが、大きく分けると次のような点が上げられます。

メリットとしましては、デジタル化によって送信された電波は、外部からの影響を受けにくいため、音声は明瞭となり聞きやすくなります。システムの運用次第では、文字情報の通信が可能となり、内容を目で確認したり、画像の伝送、親局・子局間の双方向通信も可能となります。また、個別受信機以外に、個人のスマートフォンでも同じ情報を受信し、音声で内容を聞くことが可能となるなどのメリットが上げられます。

反面、システムのデジタル化によるデメリットとして想定されることは、高額な設置費用を要することです。先ほども申し上げましたが、デジタル波はアナログ波に比べて電波の到達距離が短いため、美濃市のような多くの山を配している地形では、市役所から発射する電波が市内全域に到達することは不可能で、途中で中継局、再送信局を設置する必要があります。また、アナログとは方式が異なるため、現システムの設備が基本的に使用できないことや、現在、使用している防災ラジオも基本的には使用不可能となり、さらにはデジタル用個別受信機を設置することが必要となることなどから、設置費が高額になることが想定されます。

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 今の調査結果でメリット・デメリットはわかりました。これをもとに、今後、じゃあそのデジタル化に向けてどうしていくのかと、今後の動きはどのようなかお伺いをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、デジタル化に向けた今後の動きはどのような点についてお答えします。

防災行政無線は、冒頭にも申し上げましたとおり、市の防災情報等を市民へ伝達する重要な役割があり、確実な運用が望まれています。国は、防災行政無線のデジタル化を推奨しており、各自治体においてもデジタル化に向けた検討が進められております。県内の整備状況を見ますと、本年4月1日現在、42市町村中22市町と約半数が防災行政無線のデジタル方式を採用しており、今後もデジタル化に移行する市町村が増加すると予測されます。

平成17年に無線設備規則が改正され、必要周波数帯の外側に発射される不要な電波、いわゆるスプリアス発射の強度の許容値が見直され、新たなスプリアス規格に適合しない無線システムは使用できなくなりましたが、美濃市が使用するアナログ方式のシステムは、この改正に適合するよう改修が行われているため、当面は引き続き電波の使用が認められています。しかし、現設備は整備後二十数年が経過し、経年化により故障がふえること、機器の修理部品が不足することなどの問題が考えられるため、今回の調査結果を踏まえて、デジタル化の移行に向けた検討が必要であると考えています。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（森 福子君） 5 番 古田秀文君。

○5 番（古田秀文君） 要望を述べさせていただきます。

デジタル化の移行に向けた検討が必要という内容でありました。これは、もう本当に、さきのアナログ式のシステム、これを当面引き続き、とりあえず電波の使用を認められていますが、これはわかりません、本当に。そして、機器自体の経年による、要は次の新しいものにかえていくというのが本当に僕はこれが難しくなってくると思います。いわゆる修理の部分ですね。避難勧告や緊急警報を屋外スピーカーで流す市の防災行政無線は、先ほど辻議員も申し上げましたが、地理的条件、天候などで相当聞こえにくいケースがございます。また、この設置の数、先ほどの辻議員の答弁にもありました4,300台でしたか、約50%と。要は、半分しか置いていないと。これが多いのか少ないのかちょっと僕は判断がわからないんですが、こんな話があるんですよ。総務省消防庁は、この個別受信機の普及促進に力を入れているわけです。要は、一家に一台、できるだけこれを置いてもらうことによって、本当にスピーディーに必要な情報が必ず手元のところに流れていくということを今消防庁は考えておるようです。

特に、高齢者や障がい者ら災害弱者には個別受信機が大変有効であるということで、大きな財政的支援をしているわけですね、今。もちろん北村部長、御存じだと思うんですが、標準モデル仕様を設定してコストを下げ、自治体の負担軽減を図っていただきたい。予算のかかることでもあります。聞くところによると、中継局をつくるたびに鉄塔を幾つか建てていくのに億単位のお金がかかるということは聞いております。でも、やっぱりこの災害に対しての備えというのは大変重要だと思います。情報難民ゼロというものをぜひ目指して、前向きに早急に取り組みを行っていただくことを要望させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは最後、4点目の質問に移らせていただきます。

美濃市行政のイノベーションについて、市長にお伺いをいたします。

先月、8月8日、岐阜新聞の素描に「KM（知識創造）」と題して武藤市長のコラムが掲載をされておりました。その内容は、今から17年前に、一橋大学教授 野中氏の知識創造の研修を受講したときの内容でありました。御承知のとおり、この時期は民間企業ではバブル経済崩壊後の業績回復のため、企業にイノベーションが求められるさまざまな取り組みが行われていた時代であります。市長は、1年間の研修の中、東京の一流企業の訪問研修では、オフィスワークでの新たな働き方などを見られ、その後の行政事務の推進に大いに役立ったという内容でありました。今、企業でも行政でも、働き方改革、生産性革命、人材不足の解消等、さまざまな取り組みが行われています。

また、人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、地方創生の取り組みを加速させ、まち・ひと・しごとの創生と、好循環を確立することも欠かせません。この素描に書かれた市長のコラムの最後に、市長は、ICTやAIの積極的な活用も重要ではあるが、職員の持っている

る情報を集めて共有し、行政のイノベーションにつなげ、課題の克服に努めていきたいと結んでおられます。

そこで市長にお伺いをいたします。

職員の持っている情報を集めて共有し、行政のイノベーションにつなげ、課題の克服に努めていくということですが、行政事務や職員の働き方における現在の課題と、それに対する取り組みの内容と進め方はどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） ただいま、議員のほうから素描のちょっとしたコラムについて質問になりました。大変素描は、最初受けたときは簡単だったんですけど、9回シリーズでしたので、なかなか書くのに苦労しまして、皆さんに伝わったかどうかわかりませんが、当時の研修の思いを少し書きました。

そこで、今の御質問でありますけれども、行政のイノベーションということではありますが、なかなか目に見えたものというのは難しいんでありますけれども、今、行政が直面する行政課題としては、少子・高齢化の問題、あるいは人口減少、地方創生、持続可能な財政運営と、こういったまだまだ大きな課題がいっぱいあると思いますけれども、こういった課題をやっぱり着実にやっていくと。市の職員の中で、やはり少ない人数の中でどう取り組んでいくのかということが大変重要だと思っています。このため、行政運営の充実、あるいは効率化を目指す必要がありますので、職員には政策立案能力の向上、あるいはコスト意識の向上といったものを取得いただきたいと。それが働き方改革につながるのではなかろうかと、こんなふうに思っております。

私が執筆させていただきましたように、知識創造研修を受講した件につきましては、17年前のことですので、現在の状況に丸々当てはまるとは思っておりませんが、私自身が研修によって民間の状況を目にしたと、大いに刺激を受けたと。その後の県庁時代の仕事に少しそういったものが取り組めないかなということ而努力もしたと、こんなことがありました。それで印象に残ったということで記載されておるわけではありますが、まずは所属している現場とは違うところで学ぶことによりまして、客観的にいろんな物事を分析することができるのではなかろうかと、あるいは業務に生かすことができるのではなかろうかと、こんなふうに思っております。

そうした経験から、職員にはさまざまな場面、場所で経験を積み、市の行政に生かしてほしいとこういうふうに思っております。現在、定期的に県との人事交流を進めております。平成27、28年度は県から1名、市から1名の交流を行いました。前年度、今年度につきましては、県から2名、市から2名の人事交流を行っております。県から来ていただいた職員には、会議等でのプレゼンの仕方や資料作成、あるいは関係機関との調整等について指導も行っていただいております。それ以外に、研修の一環としまして、平成27、28年度には県観光連盟へ1名、平成28年度からは県税事務所へ1名、平成29年度からは保健所へ1名というふうに派遣しております。さらには、東日本大震災のあった釜石市へは、保健師及び事務職員

を派遣し、現場のノウハウも学んできていただいております。このほか、昨年度から、駒澤大学教授を講師に迎え、職員8名を対象に、自問能力、仮説思考、プレゼン能力などの向上を目的に、1年間を通して政策立案研修を実施しております。

受講した職員からは、業務の傍ら、年間を通して研修を受講するのは大変だったと。しかし、今は課題を掘り下げて研究ができよかったと、こんなような声も聞かれております。それぞれ職員のスキルアップにつながったものと考えており、今後は、実施に生かしてほしいと思っております。また、今年度は、入庁10年前後の職員8名を対象に同様の研修を実施しております。自治会長や民生委員の皆さんとの意見交換、あるいはさまざまな情報を得ながら課題を見つけ、それを解決していくといった能力を身につけるための研修を実施しております。こうしたことを地道に実施していくことが将来のイノベーションにつながっていくものと考えております。

それに加え、厳しい財政事情を踏まえ、民間の活力やノウハウ、創意工夫を導入することも重要であると考えておりますので、職員の資質向上や行政運営に対し、今以上の充実を図る上で、今後もこうした研修、交流を進めてまいりたいと考えております。それには、職員の意欲を高めることも必要であります。現在、行っております人事評価制度に加え、職員の評価を昇給、昇格にも反映するように取り組みも行っておりまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 最後に要望を述べさせていただきます。

目まぐるしく本当に変化するこの時代の中、民間企業は生き残りのためにさまざまなイノベーションを現在行っております。また、イノベーションでいう、いわゆる技術革新だけではなく、組織の創出までを含む広い範囲の新機軸をあらわして、仕事の成果に好影響を与えるよう有効な働き方改革を実行し、魅力ある職場を提供しております。この働き方改革の中で、先ほど市長が最後に言われました職員の意欲を高める必要があるということで、現在の人事評価制度に加え、職員の評価を昇給、昇格に反映するという取り組みを行うと。これは、大変僕はいいことじゃないかなと思います。いい結果が出ることを祈っております。

また、これまでとは違った目線、違った価値観を見直してみるとということがイノベーションのネタを発見するのに有効は手段と言われております。今回、先ほどの答弁にもありました駒大講師を迎えてのイノベーションプロジェクト、これもすばらしい試みだなと私は思います。現在の業務の延長線とか、少し見方や考え方を変えることでイノベーションになり得ます。これらに気づくことが僕は大切なんだというふうに思います。

最後に、できれば、市長が経験されたように、今後は企業との交流も視野に入れて、将来のイノベーションにつなげていただけるよう要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時48分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4 番 永田知子君。

○4 番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

最後になりました。発言通告に従い、一問一答形式で質問を行います。

まず 1 点目ですが、教育次長にお尋ねいたします。学校給食の無償化についての質問であります。

1 つ目、憲法の第 26 条の「義務教育はこれを無償とする」とされていますが、現在、無償化の対象は、教科書の無償化、授業料の無償化ですが、ところが、これ以外にも、義務教育期間中には、保護者は教育を受けさせる義務を負うことから大きな経済的負担もあります。岐阜県においては、10 市町村が何らかの学校給食費補助制度を実施しております。美濃市は、そのうちの一部助成の自治体です。無償化しているのは、岐南町と揖斐川町の 2 つの町だけです。美濃市では、平成 26 年度から給食費助成制度の実施を開始して先進的な取り組みをしてきました。その背景には、子育て支援、無償化することによって若者世代の人口の増加、あるいは市外への流出の歯どめ、貧困対策の一助とするなどの期待があったのではないかと推測します。このような背景のもと、補助制度に踏み切ったここ 4 年間の美濃市の学校給食費の助成の実績はどのようなかについて質問いたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、こんにちは。

美濃市の学校給食費の助成の実績はどのようなか、についてお答えをいたします。

美濃市の学校給食費の助成は、平成 26 年度から多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的に、市内に住所を有する児童及び生徒が 2 人以上いる保護者を対象に、2 人目の児童・生徒に給食費の 2 分の 1、3 人目以降の児童・生徒に全額を助成しております。

なお、要保護・準要保護就学援助制度や特別支援教育就学奨励制度など、他の制度により支援を受けた給食費は除いて助成しています。また、平成 30 年度の児童・生徒の給食費は、小学校児童が 1 食 270 円、中学校生徒が 1 食 300 円で、年額にしますと、小学校児童が 5 万 2,110 円、中学校生徒が 5 万 7,900 円になり、平成 26 年度から同額であります。

助成の実績につきましては、平成 26 年度は、児童・生徒 504 名に 1,408 万 5,000 円、平成 27 年度は、児童・生徒 504 人に 1,382 万 9,000 円、平成 28 年度は、児童・生徒 503 名に 1,394 万 3,000 円、平成 29 年度は、児童・生徒 504 人に 1,396 万 7,000 円をそれぞれ助成いたしました。

〔4 番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4 番 永田知子君。

○4 番（永田知子君） 補助対象の児童・生徒数と補助金額の推移ということにつきましては、この 4 年間、大きな変化なく今日に至っていることということがわかりました。一旦、全額

を納入し、申請によって食数を確認し、その後、助成する仕組みであるという説明を受けています。もし、保護者が申請しない場合は、補助は必要ではないという意思表示と受けとめられもします。申請すれば受けられる補助を利用しない世帯とは、一体どんな世帯なのか興味深いところでもあります。

さて、文科省の調査でよく問題となる給食費の滞納は、制度開始後の美濃市ではほとんどないと聞きました。現在の補助制度に助けられている成果と言えます。この事実は非常に大変重要なことでもあります。

続いて2つ目の質問に移ります。

現在の助成制度は、5年目を迎えています。全国の自治体において、比較的小規模の自治体がこの制度を実施している傾向にあります。美濃市では、実施の開始年度の平成26年度から29年度の4年間の児童・生徒の人数の動向を見てみると、78人減少しています。もし、この割合で近い将来を想定した場合、人口減少の変化を相当な覚悟で受け入れていかなければなりません。市民の中には、美濃市はやがて消えていくのではないかと悲観的な見方を持っている人も少なからずいます。

そこで、学校給食費以外では、学習費として幾ら必要なのか。2016年の文科省の学習費調査の結果から、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金など、年間、公立の小学校で約10万円、公立中学校で約18万円必要だと出ています。美濃市の小・中学校の聞き取りでも、中学校は若干少なかったとはいえ、これに近い金額が必要とされています。塾やスポーツクラブなどに通う場合は、さらに増額されます。学校給食費がそこに加わり、年間11カ月のうち10カ月の学校給食費は、中学校で毎月5,300円、小学校では4,800円で、最後の2月が調整月として食数によって学校ごとで多少の減額が出るのだと聞きました。

現在の日本では、心配される低所得者層には、生活保護費や就学援助制度などがあります。その捕捉率、つまり制度を利用できる人のうち、実際に利用している人はわずか2割で、8割は貧困でも受けていないのが現状です。これも2017年の文科省の調査で、就学援助制度の利用者は149万人、就学援助率15.43%となっています。都道府県別で見ますと、岐阜県は7%台にとどまっております。2005年に一般財源化されたことで就学援助基準を厳しくした自治体がふえた結果だと言われています。学校給食費補助制度を実施している自治体は、文科省のことし7月の調査で、全国1,740の自治体のうち、全額無償、あるいは一部補助など何らかの制度を実施しているのは、76自治体と発表されています。割合はまだ4.4%にしかすぎません。しかし、ここ5年以内で急増してきたと言われます。また、学校給食費とは別に、教材費の無償化を進めている自治体もあります。

このような実態のもと、2016年の政府の経済財政諮問会議で、民間から選出された議員たちによって、子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化の検討が提案されました。それによりますと、年間5,120億円と試算されました。給食費の完全無償化によって、人口の流出、特に児童・生徒の減少緩和の保障が必ずしもあるとは言えません。しかし、来年の消費税増税の実施を考えたとき、今の補助制度をさらに無償化に進めることで保護者の経済負担はか

なり軽減され、安心して子育てできる環境は確かになり、その他の側面でも大きな効果を得られると思います。さらなる美濃市の取り組みを期待し、学校給食費の無償化に必要な金額はどれくらいか、また無償化はできないかについてお尋ねします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 学校給食費の無償化に必要な金額はどのくらいか、また無償化はできないかについてお答えをいたします。

最初に、無償化に必要な金額についてお答えをいたします。

平成29年度決算でいいますと、保護者の方に御負担いただく児童・生徒の給食費は7,643万2,000円です。この中には、要保護・準要保護就学援助制度など、他の制度による支援分が含まれておりますので、その支援額を除いた7,160万2,000円が学校給食費を無償化した場合に必要な金額となります。

次に、無償化はできないかについてお答えをいたします。

学校給食費の無償化につきましては、児童・生徒がいる家庭への経済的な支援のほかに、子供や人口の増加対策を目的として一部の自治体で行われております。美濃市では、平成29年度から、児童・生徒が安全に安心して学習できる教育環境を整備するため、老朽化した学校施設の改修を進めているところです。また、将来の美濃市を担う子供たちを育てるため、今後、児童・生徒の学力向上に必要な教材備品等の充実を図っていかねばならないと考えております。厳しい財政状況の中、今後の教育環境整備には多くの財源を確保していく必要がありますので、現在のところ、学校給食費を無償化することは困難であると考えております。

なお、経済的な理由により学校給食費の支払いが困難な保護者の方につきましては、要保護・準要保護就学援助制度などの支援により対応してまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 平成29年度決算に基づく支援額を除いた年間7,100万円余りの試算額というのは、現在の補助制度による金額のほぼ5倍に当たります。これは、単純な捉え方をして失礼かもしれませんが、平成29年度の歳出の決算額に占める割合でいいますと0.7%です。確かに、老朽化による学校施設の改修、教材備品の充実など、将来必要とされる財源を予測すると無理かもしれませんが、児童・生徒数の減少傾向から、次の4年後どうなっているかです。よほどのことがない限り増加は望めません。確かに、学校施設の長寿命化には高額の予算が必要です。それに対して、安心して子育てできる環境を充実させ、美濃市へのこだわりを持つ児童・生徒の育成を食から手がけることも地方創生につながる一歩だと考えることができます。

図らずも、9月12日付中日新聞には、トップに「教育公費、日本また最低」という見出しの記事が掲載されておりました。2015年、OECD（経済協力開発機構）の小学校から大学

までに担当する教育機関に関する公的支出状況などの調査結果の公表でした。比較可能な34カ国のGDP（国内総生産）に占める支出割合を示すもので、平均4.2%のところ、日本は何と2.9%なのであります。教育費が比較的の高いにもかかわらず、公的支出の割合は少ない。家庭の負担に頼っている現状が浮かぶという記事でした。本来なら国が負担すべき助成制度です。

学校給食費は、現段階ではかなりきつい要望であることは十分承知しております。児童・生徒にとって、義務教育期間は最も著しい成長を遂げるときです。美濃市の教育目標にも、ふるさとを愛する思いを育むことを示しております。食を通して将来へ投資することは決して無駄ではないと確信します。将来のふるさと美濃市を築く原動力になるかもしれません。無償化に向けて、段階的取り組みとして無理なら、補助率を見直して、現在よりもさらに保護者の負担軽減につなぐことを強く要望します。

続いて、2点目の質問に入ります。教育長にお願いいたします。

まず1つ目、今年度から小学校では、「特別の教科 道徳」の学習が始まりました。中学校の平成31年度からの実施に当たり、ことしも教科書の展示会が催されました。現在の子供たちの置かれている社会状況は、大人が楽観的に捉えるほど楽ではありません。刻々と変化している社会の中のあらゆる面で、本来の明るく伸び伸びした子供の世界からは遠ざけられ、多かれ少なかれの子も窮屈にさせられています。見た目と心は必ず一致しているとはいいたがたいところに、現場の先生方の御苦労があると思います。

少子の時代を生きる子供たちは、家族を初めとする周囲からの期待度も高い。それに応えようと子供たちは懸命に生きています。懸命になればなるほど人間関係のひずみも当然出てきます。道徳の学習で現実を深く見つめ、人として生きていく上の大切な思いについて考え、自己を見詰めることができれば、いじめにつながる弱さの気づきによって、明るい人間関係をつくる実践力につながるはずです。教育現場では、子供のわずかな変化や成長を捉えたいと願い、授業が工夫され、親さん方への授業公開などもされていると思います。4月からの実践を踏まえ、新しい教科書を用いた美濃市の取り組みはどのようなかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 永田議員の御質問、新しい教科書を用いた美濃市の取り組みについてお答えをいたします。

小学校では、各教科や特別活動等、全ての教育活動を通して、児童がよりよく生きるための基盤となる道徳性を育てていくことを大切にしております。その要となる道徳科の授業は、新しい教科書の教材に対応し、友情、信頼、生命の尊重など22項目の道徳的な価値内容と、他の教科や体験学習などとの関連を図りながら作成した年間指導計画をもとに実践をしております。この1学期には、各小学校とも、10から13時間の道徳科の授業を行いました。

授業では、児童同士が議論し、互いの考えを深め、道徳的な価値を学び取ることができるよう実践をしております。例えば、6年生の教材「修学旅行の夜」では、修学旅行の夜、人

に迷惑をかけないように気をつけておしゃべりすることは自由か自分勝手なのかをそれぞれの立場に分かれて議論します。児童は議論を通し、自由と自分勝手の違いについて考え、みずからを振り返ります。また、教師は、児童から多様な考え方を引き出し、児童が議論を深め、道徳的な価値を捉えていくことができるよう、児童への質問を工夫したり、議論の仕方を学ばせたりしています。このような考え、議論する道徳の指導方法については、授業研究会を行ったり、講師を招いたりして研究を深め、指導力の向上に努めているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 新年度がスタートして4カ月、学年、教室、担任など大きく環境が変わった時期にこの質問はどうかと最初はちょっと躊躇したのですが、これまでの道徳と大きく違った「特別の教科 道徳」に高い関心が寄せられ、次の指導要領改訂に至るまで、教科としてどのように学習が進められていくのか、市民の声に押されて、あえてこの時期に質問として上げました。短期間でしたが、既に10から13時間の学習が進められてきております。現場の様子を先生方と児童のほうと2面から捉えて答弁いただきました。混乱なく進められてきたことがわかりました。学習時間の児童の学びについて、考え、議論する道徳の実践の進め方の一例を出していただきました。まだ始まったばかりです。研究にも時間をかけて、児童の成長を願い、これからは本番かと思えます。

そこで、一つだけ心配されることがあります。それは、児童は多様な存在であるということです。家族との関係、友達関係、あるいは学習状況など、一人一人の違いがあります。多様な考え方が引き出されていく過程においては、少数派の児童が差別されないようにされなければなりません。そもそも、いじめ防止のための必要性から道徳の教科化が実現した経緯があります。2016年当時、考え、議論する道徳への転換によって、いじめと正面から向き合うという大臣メッセージも出されていきました。いじめに苦しみながら、友情を深めることについて学習した場合、理解していると言えるのか。児童が内面の矛盾を感じながら、授業で目指す内容へ導かれていくとすれば、それは表面的な学びでしかなく、いじめ問題の対応にはつながりません。少数者の目線を基本にした授業が進められることが求められます。先生方は、このような難しい側面を他の機関と連携しながら、幅広く研究を重ねて授業と向き合っておられることがわかり、これからの教育に期待します。

さて、続いて2つ目の質問です。

見直しの動きが出始めたころから、いろいろな立場で疑問や不安が出されていきました。教科として扱い、心をどのように捉えて評価するのか、今でも保護者ならずとも多くの人が関心を寄せていると思います。教科ですから、これまでの道徳と違うことは何だろうか、言葉による評価ではどんなことが記されているのだろうか、新しい教科書は、前に使っていた副読本とどのように違うのだろうかなど、学ぶ児童も心の学習については興味、関心を持っていたと思います。どのように評価されるのかについては、前回の質問で、道徳的価値の理解、

自己を見詰める、多面的・多角的に考える、生き方の考えを深めるなど4つの観点を大切に  
して、数値ではなく、言葉による評価をすることで成長を確かめていくという答弁を受けま  
した。

表面的な言葉や行動の裏にある隠れている願いを自由に言葉で表現することにより、自己  
を見詰めることや考え方を深めることが大切だと言われます。心は短時間で成長が確かめら  
れるものではなく、まして実践力となれば、いろいろな生活の場での人間関係を経験しつつ、  
長い時間をかけて育まれていくものです。学習過程の足跡をたどり、成長の記録として日々  
の生活から見つけられる先生方の大変さは十分に理解できます。逆に、先生方の心の豊かさ  
までもが問われかねません。特別の教科としての位置づけの趣旨から、より適切な評価を行  
うための教師の取り組みはどのようなかについてお尋ねします。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 2つ目の御質問、より適切な評価を行うための教師の取り組みにつ  
いてお答えをいたします。

昨年の第5回定例会でもお答えをいたしましたように、道徳科の評価は、道徳的な価値の  
よさやすばらしさの理解、自己を見詰めること、多面的・多角的に考えること、生き方につ  
いて考えを深めることの4観点から、児童の成長を見届け、数値ではなく文章で評価します。  
この評価は、学期ごとに行うのではなく、年度末に行います。4観点から、1年間の成長ぶ  
りを児童や保護者に伝えることができるよう、道徳の時間においては、教師は児童の発言や  
ノート、表情等を記録に残し、道徳的価値の変化や深まり、心の成長を捉えることに努めて  
おります。

現在、より確かに児童の心の成長を捉えられるよう、教師同士で記録のとり方を交流し合  
ったり、研究会を行ったりして、適切な評価を行うための課題を明らかにし、評価方法につ  
いて研究しております。また、教育委員会では、教育研究所において課題を集約し、先進的  
に研究を進めている機関や大学等と連携を図りながら、適切な評価のあり方について研究  
を行っており、課題に対応できるように準備を進めているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 価値観の多様性は大切にされながらも、1時間の授業の終わりには同  
じ価値観でまとめ、内面で受容できない児童の時間内での評価はどうなるのか気になります。  
授業の終末で、その時間の狙いとされる内容の押しつけになってはなりません。市民の心配  
はそこにあります。議論が深まるほど、多様な状況の中で生活した場合、簡単には自分を変  
えることができない児童もいます。短時間では不可能です。評価の難しさはそこにあるの  
ではないでしょうか。多様な考えは、個々の児童の思いそのものであって、議論を通し、ど  
うしても自分の考えに固執しても個として尊重される学習の場であってほしいです。評価は年  
度末、1年間の学習の蓄積と足跡、あらゆる場面での実践力も含めた成長を言葉で伝えてい  
くという答弁をいただきました。先生方は、悩みを課題として集約、共有しながら研究をし

ていらっしゃるその姿勢に感謝いたします。

続いて、最後、3点目の質問に移ります。

民生部長にお願いいたします。

留守家庭児童教室の環境整備についてであります。

市内には、留守家庭児童教室が5カ所に設けられています。この留守家庭児童教室は、通称、学童保育とも言われ、その名称で質問を進めてまいります。中有知にある遊童館は、中有知小学校の敷地内にある学童保育に適した2階建ての新しい教室です。牧谷教室は、牧谷小学校の体育館2階に、美濃教室は、校内の空き教室に、そして藍見教室は、小学校の体育館の会議室にあります。最後に、大矢田教室は、公民館の2階、17畳半の和室が教室になっています。3点目の質問は、大矢田教室の環境をもとに質問を進めますが、学童保育全体にかかわる内容もあることを前置きします。

1つ目の質問です。

猛暑が続いたことしの夏は、熱中症で倒れる人が後を絶ちませんでした。夏休みに入る直前の7月17日に起きた豊田市の小1児童の熱中症による死亡や、近くでは、岐阜市の病院の入院患者が熱中症で死亡したニュースなど、痛ましい出来事が続きました。高温注意報を何度も聞き、美濃市は高温によって全国でも上位に位置づけられる日が何回もありました。日中の高温によってプールの開設日もぐんと減り、5回から10回くらいしかありませんでした。それでもほぼ8時間を教室で過ごす子供たちは、水も頻繁に補給しながら、遊びに興じます。冷蔵庫で冷水をつくっても人数分だけ充足可能なのか、時には追いつかなかったのではと心配されました。こうした状況のもとで、夏休みの利用者が倍近く、あるいは倍以上に増加する留守家庭児童教室、ことしもどこの教室も事故なく毎日を過ごし、夏休みを無事に終えることができました。

そこで、特に7月の豊田市の事故もあり、夏休みに入る前から高温対策は用意されていたと思います。予想された暑さへの対策、また衛生管理の対応はどのようなについてお尋ねします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の1点目、留守家庭児童教室での暑さへの対策、また衛生管理についてお答えします。

今年度の暑さへの対策としては、保護者へは、お茶など飲み物、帽子、着がえ、タオルを持たせてもらうことをお願いしました。また、指導員への指示として、実施場所の温度に合わせて熱中症への配慮が特に必要となる中、環境省の示す暑さ指数によって、遊びや運動などの実施判断を行うこととしました。暑さ指数を計測する器具である熱中症モニターを7月27日に各教室へ配置し、グラウンドや体育館などで暑さ指数を測定し、指数31度以上で原則運動禁止、指数28度以上で、運動の際は嚴重注意として指導員に判断をしてもらいました。中有知遊童館では、7月下旬からの猛暑により、2階の教室において空調設備の能力が暑さに追いつかず、室温が適温まで下がらないことがあったため、急遽、扇風機6台と冷風機3

台を調達し対応いたしました。

衛生管理につきましては、指導員に児童が持参する弁当や水筒の適正な管理や、水分・塩分補給について注意するよう指示し、教室でもお茶や塩あめを用意し、適宜とれるよう配慮いたしました。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 暑さ指数というこれまで余りに耳にしなかったような言葉をことは夏場の早い時期から聞きました。風雨などの自然環境の変化に加え、場所や年齢、時間を問わず、高温に対する対応が求められました。答弁から、熱中症モニターが高温対策の一つとして用意されたことで、指導員の先生方の児童に対する配慮の目安になったと思います。学童保育の場所は、集団の生活場所であるだけに、早い対応が求められます。空調設備があるから安心・安全だとは言いきれません。一番新しい施設である中有知の遊童館においてすら、高い気温による新たな対応が必要だったことから、老朽化した施設ならなおことです。今後においても、季節の変動には、早い時期から点検と修繕による環境整備の徹底を強く要望します。お弁当、飲み物、衣類など、特に夏場に求められる衛生管理は、指導員の先生方の衛生に対する高い意識によって、無事に夏休みの学童保育を終えることができました。

2つ目の質問です。

大矢田公民館も築27年の建造物で、定期的な保守点検が求められます。空調設備、照明、トイレ等水回りなど、特に注意したい設備です。空調では、温度調節機能が十分作動せずに、この酷暑の夏場において、低い温度が設定しにくく困ったときがあったと聞きました。留守家庭児童教室は、利用人数の増加で公民館では収容し切れず、夏休みに限って小学校の教室に移っていて幸いでした。職員の手入れによると、フィルターにはほこりが付着し、簡単には取れない状態だったそうです。関係の電気屋は、送風機が屋上にあり、この暑さで作動が狂ったのではと言われたそうです。現在もまだ高温の残暑の日が続いております。空調設備等、暑さに備えるための点検はどのように行われているのか質問します。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、空調設備等、暑さに備えるための点検についてお答えいたします。

留守家庭教室で使用する各施設での空調設備については、各施設の担当職員によって室内機や室外機の清掃を行い、万一、機器の故障がある場合には、速やかに業者へ修繕を依頼し、対応しております。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 公民館の管理者は教育委員会です。しかし、大矢田教室は、公民館が学童保育の教室であるために、対応は健康福祉課です。2つの担当課が重なっていますが、ワンストップ対応で、利用する者の目線で捉えてお伝えしております。一般的に、公共の建

物は定期点検を行います。言うまでもないことです。清掃される頻度はどれくらいの間隔で行われているのでしょうか。大矢田教室は、冬場の時期にも空調がきかず、室内にしてコートを着て過ごしたときもあったと聞いております。定期的に点検、清掃することによって、機械、設備の寿命も長く保てることは言うまでもありません。電気屋さん、家庭用とは違うだけに年に数回は点検し、早目に気がついたときには修繕することが大切だと言われます。

平成28年、29年度の決算の主要な施策の成果と課題から、5. 公民館費の主な事業内容と成果の欄に、委託料として消防用設備保守点検、清掃管理業務、浄化槽清掃保守点検業務、夜間休日管理業務が上げられ、年度によってはそこに修繕費が加わっています。空調関連の点検はこのうちのどこに入るのでしょうか。点検回数や直接の点検責任者などについて確実な点検記録として残し、今後の対策としていただくことを要望いたします。公共建造物は大切な市民の財産であり、厳しさを増す財政の今後を考えるととても大切なことではないでしょうか。

続いて3つ目の質問です。

1997年の児童福祉法による法制化でスタートし、以後、約20年が経過しております。美濃市は、15年前に留守家庭児童教室（学童保育）を開設しています。何度もこの事業について質問を重ねてまいりました。今回、他の教室も訪問しましたが、どうしても大矢田教室が気がかりでした。それは、環境が適切ではないまま今日まで来ているからです。備品はふえています、居住空間は変わっていません。開始されたときのままです。

面積確保の基準として、1人当たり1.65平米以上が望ましいとするも、成長著しい現代の児童には、より広いスペースが求められます。大矢田公民館の2階の17.5畳の和室には、学童用の机のほかに、子供たちの持ち物を収納する3段組み立て式で23人分のカラーボックスがロッカーのかわりに窓際の壁にくっつけて置かれ、防災の観点からこの場所に置くことは適切ではないと思います。部屋の前面には読み物用の書架、片隅にはテレビ台などがさらにスペースを狭めています。大矢田教室の1人当たりのスペースは1.29平米しかないのです。入り口には小型冷蔵庫が2台、地震の際の逃げ口の確保が大丈夫なのか心配事は尽きません。

トイレと洗面スペースについては、トイレは大人用です。洗面も低学年の中には十分な洗浄ができない子もいます。手が届きにくいからです。教室として使っている和室からは死角になっていて、指導員の目は届きません。また、地域住民が和室を利用するときは、廊下を隔てた会議室へ移動するのです。開設当時の利用人数は少なかった時代そのままで今日に至っています。

担当課の職員の方に、午後4時から5時半ぐらいまでどのような子供たちが生活しているのか、利用者目線で現状を見ていただきたいです。一昨年、市長の視察がありました。その後、大矢田小の普通教室が夏休み期間に限り使用が解禁されました。現場主義を貫かれている市長の目線が、利用者である子供たちの生活の様子を理解につながったと聞いております。今後、年に1回は、定期的に他の教室も含め、市長の視察の計画を立てていただけませんか。子供たちは、未来の美濃市をつくる大切な存在です。市長さんと直接話せる機会を通して心

に何かを残し、成長していくと思います。市長や担当課職員の定期的視察の計画はできないかについて質問いたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、留守家庭児童教室の定期的視察についてお答えいたします。

現在、市内5カ所で行われているそれぞれの留守家庭児童教室へは、担当の健康福祉課職員が連絡事項や物品調達などのために不定期ながら必要に応じて訪問し、指導員の意見を伺ったり、児童の様子を観察しております。また、各教室の主任指導員と市の担当職員による会議である主任指導員会を毎月行い、指導員全員との会議も年に1回開催し、各教室での取り組み成果や課題について情報提供する場としているところです。

市長におきましては、一昨年、平成28年8月2日、8日と、昨年8月9日に各教室を訪問させていただきました。実際の現場の様子を見たり、現場の声を聞くということはとても大切なことですし、教室の運用方法や地域で児童を見守る仕組みなどの検討課題を確認するためにも、今後も必要に応じてそうした機会を設けていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 百聞は一見にしかずです。指導員会議で間接的には現場の事情等については情報交流され、対応されていることと思います。しかし、児童の生活空間というのは、直接、そこで生活している現場を見ることを通してしかわからないことも多いのです。季節を通して、特に夏場と冬場は問題点が見えやすい時期ですから、積極的に視察していただきたいことをお願いいたします。

4つ目の質問です。

指導員の働きについて質問します。

4年前、初めて訪問させていただいたときに比べますと、大矢田教室を利用している子らは、礼儀正しく、とても落ちつきのある表情の子らがほとんどでした。環境は劣悪であるにもかかわらず、異年齢の仲間への声かけやお世話など、大家族の生活圏にいるように感じました。その裏には、指導員の並々ならぬ努力とチームワークがあるからだと思います。家庭にかわる生活の場を確保し、時には厳しく諭しながら、児童教室の基本を実践しておられます。ここは託児所ではありません。1日10時間のきつい労働であっても、学童の子らの成長していく姿が喜びに変わるのでと、どの方も言われました。

日ごろより、指導員確保に努力されている市の姿勢は理解しております。ところが、実際には確保が難しいのが現状です。配慮を要する子らの増加や、児童数は減少するのだけでも、利用者は増加するという傾向にあります。特に、低学年の1・2年の増加は全国的な傾向です。小1の壁とは、働く保護者が就学前の働き方を維持するには学童保育を頼らざるを得ない。ところが、受け皿としての学童保育は十分には設置されていないところに起きている問題を指しています。採用条件はここ数年でかなり緩和されてきました。だからといって、

命を預かり、健全な発達育成の目標がある以上、誰でもいいというわけにはまいりません。専門的な知識や経験によって、子供を守り育てる仕事を確実にいき、安心できる学童保育につなげていくことが望まれます。指導員確保に向けたこれまでの取り組みに加え、新たな対策はあるのかお聞きします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の4点目、留守家庭児童教室の指導員確保に向けた取り組みについてお答えいたします。

留守家庭児童教室の指導員の配置につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱により、おおむね児童40人につき2人以上の指導員が必要であるという基準が定められております。現在、この基準を満たす勤務シフトにするための人員は何とか確保していますが、教室の実態としては、配慮が必要な児童への対応や、夏休みには指導員の勤務時間が長時間化するなど、現在の人員体制では手いっぱいとなっているため、指導員の増員に向け、随時募集している状況であります。

指導員募集のこれまでの取り組みにつきましては、市の広報への掲載、ハローワークへの登録、指導員からの紹介、大学への訪問などにより実施しております。ハローワークには1年を通して求人登録を、指導員には知人、友人などの紹介、また夏休み中の指導員の募集につきましては、中部学院大学、東海学院大学、岐阜女子大学及び県森林文化アカデミーにお願いをしているところです。特に、新たな取り組みはしておりませんが、留守家庭児童教室の運営に支障がないよう、今後も指導員の確保について一層の努力をしてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 新たな取り組みの決め手はないように思いました。しかし、教室では、この夏、美濃の教室なのでありますが、男性の指導員が複数見られ、まだ僕たちは教育学部に在籍する学生ですがと、とても元気な反応を見せていただきました。夏休み期間の人材については確保されたのかと思いました。今後、同じように求人をかけてもなお困難が予想されます。担当課は、本当に大変いつも悩みながら、努力をされていてくださっていることはよくわかります。そこで、指導補助員、この方は65歳以上の有資格者採用を可能にするとか、有料インターンシップ制を工夫するとか、募集をかけるには工夫が必要だと思います。これまで以上に加える新たな工夫はないものか、そんなふう思うのです。現在の指導員の働き方の工夫とか、責任ある主任の時給、こうしたことについても目をつけるべきではないでしょうか。小さな市である美濃市が独自に考案する指導員の募集広報の検討、現在の指導員の働き方の検討と主任の昇給など、創意工夫による検討を要望いたします。

最後になります。5つ目の質問です。

利用している保護者、あるいは過去に利用してきた経験者を対象に、留守家庭児童教室にかかわるアンケートを学校単位でとり、保護者の思いを尋ねてみたらどうでしょうか。市は、運営や環境整備など、いろいろ御苦労されてきた歴史があります。片や、市民参加が施策に

生かされにくい現状もあります。特に、若い世代の願いは今後のあり方にとって欠くことができません。アンケートの内容によっては、年ごとに増加傾向の学童保育の利用者数の状況から何らかのヒントが探れるはずですが、大矢田教室については、現在の教室の環境整備についてどう受けとめているのか知りたいところです。利用者に学童保育についてのアンケートを実施することについての考えはどのようなかお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の5点目、利用者の思いを探るアンケートの実施について、お答えいたします。

当市においては、留守家庭児童教室を平成16年度に開始し、ことしで15年目を迎えました。この間に、保護者からの要望や利用の状況に応じて運営方法の改善を図ってまいりました。例えば、平成26年度に行われた保育園保護者会連合会における市長、市議会民生教育常任委員との意見交換会において、留守家庭児童教室を6年生まで実施してほしいという要望があり、夏休み限定ではありますが、翌年度に中有知教室で、平成28年度からは全ての教室で対応をいたしました。また、大矢田教室は公民館で実施していますが、夏休みには児童が大矢田小学校の体育館やプールを利用した活動をすることや、利用者が増加することもあると、平成28年度からは、夏休み期間中に限り、小学校の校舎内で教室を実施することとしました。美濃教室や牧谷教室では、利用者数の増加に伴い、教室の数をふやして利用環境の改善を図りました。今後も、要望があった場合には、実施可能な範囲で誠実に対応していきたいと存じますので、御理解くださいますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） これまでの要望というのは、保護者からの直接の声ではなく、指導員を介して間接的な声だと受けとめております。がやがや会議に私も参加して、要望の内容もその場で聞き受けております。お答えにある6年生までの引き上げは、平成27年度の児童福祉法の改定によって、対象学年が4年生までだった学年が6年生にまで引き上げられたことに対する対応でした。また、大矢田小教室の借用というのは、夏休み期間のプールへの移動や、利用人数の増加で公民館では不都合になり、伊瀬地区の集会場を借り受けてその年は終わりました。それまで余裕教室がないということで断られ続けてきた大矢田小学校の普通教室を借りることができたのは、市長さんの視察によるものだと私は思っております。この間の御苦労は、御指導の先生方の熱意と、彼女らにそれまでに寄せられた大矢田地区の利用者の声でした。社会情勢が刻々と変化していく中で、そのニーズに行政は応えていかなければなりません。特に、子育ての環境整備については、先取りするくらいの意欲が必要です。働く世代が安心して子育てできるためにも、せめてアンケートの紙面を通して声を聞いてみることは価値があることだと思うのですが。

3つ目の質問の説明で述べましたように、生活の場としてのスペースが基準以下、トイレの位置、トイレそのものなど、決して児童の生活の場に適しているとは言えません。そして、

ここで一番の悲劇は外で遊べないということなんです。駐車場しかない公民館だからです。子供が外で遊べないくらいつらいことはありません。高齢者の施設でも、体力保持のためのプログラムが組まれて、体づくりに励んでおられます。ところが、年中、部屋遊びなのです。勉強を終えて、さあ外で遊ぼう、子供なら誰でもそう思います。それができない。平安時代に編さんされた梁塵秘抄にある歌謡で、「遊びをせんとや生れけん、戯れせんとや生れけん、遊ぶ子供の声聞けば、我が身さえこそゆるがるれ」などと謡われるその裏には、遠くその昔から、子供の遊びが人生に与える影響がいかに大きいかを伝えています。遊びを通して育まれる力のはかりしれません。今によみがえる日本人としての大切な心だと思います。

大矢田教室の子らは、学校から帰っても室内遊びしかできない現状です。子供は、これが当たり前だとして成長していけば、将来の禍根は大きくなります。スマホやゲームの問題から、子供らしい世界を取り戻す意味でも、喫緊の課題だと思います。今後も、要望があった場合には、可能な範囲で対応するというお答えをいただきましたので、大矢田教室独自で例えばアンケートを取りまとめ、利用者の皆さんの声として届けた場合、それに対して、何とか大矢田地区学童教室に適した環境整備を実施可能な域に引き上げていただき、検討していただくことを強く要望して私の質問を終わります。以上で私の質問を終わります。

○議長（森 福子君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（森 福子君） ただいま議題となっている認第1号から議第60号までの15案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は、9月20日及び21日の午前10時から、民生教育常任委員会は、9月26日及び27日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月27日までの9日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月27日までの9日間休会することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月28日は、午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月18日

美濃市議会議長                    森                    福                    子

署 名 議 員                    辻                    文                    男

署 名 議 員                    庄                    司                    義                    廣



平成30年9月28日

平成30年第4回美濃市議会定例会会議録（第3号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年 9 月 28 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第11 議第55号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第12 議第56号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議第57号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第58号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第59号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第60号 平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第17 請第 1 号 「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願
- 第18 閉会中の継続調査申出書について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第18までの各事件

(追加日程)

市議第 2 号 中小河川の治水対策予算の確保を求める意見書

市議第 3 号 児童虐待防止対策の強化及び充実を求める意見書

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石 原 まさる
議会事務局書記	平 田 純 也		

## 開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 古田豊君、10番 太田照彦君の両君を指名いたします。

---

### 第2 認第1号から第17 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 日程第2、認第1号から日程第17、請第1号の16案件を一括して議題といたします。

これら16案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月20日午前10時からと9月21日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号 平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号 平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論な

く、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第60号 平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請第1号 「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願を議題とし、紹介議員から説明を受け、質疑・応答の後、意見として国・地方の財政状況は非常に厳しい状況にあります。社会保障、少子化、原発問題や災害復旧等、数々の課題があり、いろいろ考え、税率を上げずにいくと、そのしわ寄せが後世に残ることになるので、この請願を採択することに反対とする意見、消費税8%から10%に引き上げ、プラス2%の増税になったとき、食料品等については消費者の負担を軽減する措置として軽減税率が導入される制度となっていることから、消費税アップもやむを得ないと考え、採択に反対する意見があり、採決の結果、全会一致で原案を不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 次に、民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君。

○民生教育常任委員会委員長（梅村栄一君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月26日午前10時からと27日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号 平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号 平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号 平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号 平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第56号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

請願第1号につきまして、賛成討論を行います。

「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願についてであります。

請願署名に名を連ねた方々の思いを代表して賛成討論を行います。よろしく申し上げます。

私たちの暮らしや地域経済は、今大変深刻な状況です。2014年4月に消費税率が8%へと増税されましたことにより、個人消費は落ち込みました。増税と年金カット、医療・介護など社会保障の負担増、そして実質賃金の5年連続の減少と物価上昇、この3重苦のもと、こ

れ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。また、地元美濃市で根を張り、事業を守っている中小・小規模事業を営む人々の中では、消費税増税となれば廃業するしかないという声も出ています。そうなれば、人口の減少もさらに進み、安心して暮らすことが難しくなってきます。

政府は、2019年10月の消費税率10%の引き上げを実施する姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで1人当たり2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況がまた起きることになります。

加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率は、軽減という言葉によって安心感を抱きます。ところが、飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、それにかかわる運送費や加工費、そしてまた広告宣伝費などは10%の分の値段は上がります。そして、その8%と10%の線引きは単純ではありません。2023年に導入されるインボイス、適格請求書制度も地域経済を担う中小企業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制であります。増税されるたびに消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠であります。消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直して、大企業や富裕層を優遇する不公平税制こそ正すべきです。そして、この5年間で大きく膨らんできた軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済優先の経済政策をとれば、社会保障制度の拡充や財政再建への道も開かれます。

40度を超える暑さの中、市内の事業所や世帯を請願署名を求めて歩き回られました卸売あるいは小売業者の中には、インボイス制度についての理解が十分ではなく、署名をきっかけに今後関心を高めていくとおっしゃられた方もいらっしゃいました。限られた時間内での703票の署名を重々しく受けとめ、美濃市議会に求められる市民の願いを確認いたしました。

「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願について賛同いただくことを強く訴え、採択への賛成討論といたします。

○議長（森 福子君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は、原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第1号は、各委員長報告のとおり決定

いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第2号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第3号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第4号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第5号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第6号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第7号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第8号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第9号について、委員長報告は、原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって認第9号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第55号について、各委員長報告は、原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって議第55号は、各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって議第56号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって議第57号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって議第58号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって議第59号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって議第60号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は、原案を不採択であります。本案を委員長報告のと

おり不採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手多数であります。よって請第1号は、委員長報告のとおり不採択となりました。

---

#### 第18 閉会中の継続調査申出書について

○議長（森 福子君） 日程第18、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務産業建設常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時27分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第2号及び市議第3号の2案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第2号及び市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 市議第2号及び市議第3号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、市議第2号について、2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） ただいま追加上程になりました市議第2号 中小河川の治水対策予算の確保を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

意見書文を朗読いたしまして、提案といたします。

それでは、お手元の議案集の2ページをお開きください。

中小河川の治水対策予算の確保を求める意見書。

「平成30年7月豪雨」は各地で48時間、72時間雨量が観測史上最大を記録するなど、これまで経験したことのない豪雨となり、全国の広い範囲で甚大な被害をもたらしました。また、一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流入や流木等による橋梁での河道閉塞による氾濫が発生しており、河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する中小河川の河道掘削については、維持補修の範囲として、おのおのの単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情である。

このような中、国土交通省は、中小河川の豪雨対策を強化するため、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして盛り込んだ。

しかし、このプロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限られている。

よって政府においては、今回のプロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、また、今後も発生が懸念される記録的な豪雨に対応するためにも、次の3項目について取り組むことを強く求める。

1. 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、おおむね3カ年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

2. 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、今後も地方自治体の要望を踏まえ、中小河川の治水対策に十分な予算を確保すること。

3. 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

以上、御審議をお願いしまして、御採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に、市議第3号について、3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 引き続きまして、追加上程になりました市議第3号 児童虐待防止対

策の強化及び充実を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

意見書文を朗読いたしまして、提案といたします。

それでは、お手元の議案集の5ページをお開きください。

児童虐待防止対策の強化及び充実を求める意見書。

本年3月の東京都目黒区における児童虐待事件を初め、全国各地で類似の事件が続発している。今後このような事件を絶対に起こさせてはならない。

近年家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により児童虐待は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加している。

また、統計上、児童虐待の発生率が高くなる傾向が認められる生活困窮家庭やひとり親家庭について、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子供の学習支援、経済的支援等の総合的な支援が望まれる。

児童虐待から子供を守り、迅速適切な対応を徹底するには、国、都道府県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となり、それぞれの分野で協力し合える体制を構築することが重要である。

ついては社会全体でとうとい子供の命を守ることができるよう、国において次の事項について一刻も早く取り組まれるよう強く要望する。

1. 虐待の早期発見・早期対応を推進するため、警察・医療機関・学校・行政や児童相談所など関係機関との連携、特に児童相談所と警察との情報共有を進めるとともに、広域での確実な連携が行える体制を強化すること。

2. 児童相談所職員の適切な人員配置や増員、専門性・相談体制の充実など体制の強化を図るとともに、必要な予算措置を講ずること。

3. 児童虐待や経済的な事情等を理由に親元で暮らせない子供の社会的養護に関して、里親・児童養護施設等の充実を図るとともに、家庭的養護を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長、少子化対策担当大臣でございます。

以上、御審議をお願いいたしまして、御採択いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で2案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ  
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いた  
しました。

次に市議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案のとおり可決いた  
しました。

---

### 閉会の宣告

○議長（森 福子君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了  
いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第4回美濃市議会定例会を閉会  
いたします。

閉会 午前10時40分

---

### 市長挨拶

○議長（森 福子君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、9月6日未明、北海道胆振東部を震源とした地震が発生しました。これまでに41  
名の方が亡くられました。亡くられました皆様の御冥福をお祈り申し上げるとともに、

被災をされました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興・復旧を心よりお祈り申し上げたいと思います。

また、本年度は気温40度を超える猛暑日が続いたと思うと台風が発生し、またこれまでにない進路をたどったり、集中豪雨、局地的な雷雨が全国各地で発生をしております。気象状況は、過去の経験では推測できないものとなっております。また、先般の台風21号の強風によりまして停電が美濃市でも発生しました。最長で3日間の停電が起こった地区もありました。

また、今現在、台風24号が発生をしております、日本へ向かっております。美濃市においては、30日日曜日の午後に最接近するだろうと、こんなような予報も出ております。

今後も台風の発生や落雷を伴う局地的な豪雨、秋の長雨などに対応できる危機管理意識を持ち、市民の皆様への安全・安心、防災力の強化、こういったものに努めるとともに、減災に努めてまいりたいと思います。

議員を初め、市民の皆様におかれましても、日ごろから災害時におけるみずからの身はみずからで守ると、こんな意識を持っていただくとともに、減災に努めていただきたいと思います。

さて、このたびの定例会におきましては、平成30年度一般会計補正予算、平成29年度一般会計歳入歳出決算、教育委員の人事案件など、18件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認並びに議決をいただきました。まことにありがとうございました。今後も市民の行政サービスの向上に努めるとともに、会期中、議員各位から賜りました御意見・御要望を踏まえ、適正な事務事業の執行に努めてまいりたいと思っています。

また、10月から11月にかけては、第25回美濃市あかりアート展、ユネスコ無形文化遺産に登録されました3紙によります手すき和紙技術を未来につなげるための和紙サミット、第43回美濃市産業祭・健康フェア2018など、大型のイベントが市内各地で開催されます。また、このイベントには北海道士幌町、韓国の原州市、台湾美濃区からも視察や参加が予定されております。議員を初め、市民の皆様におかれましても、ぜひ御参加いただきますよう御案内を申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には、朝夕めっきり涼しくなり温度差が大きいこの時期、健康には十分留意され、市政進展のため一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 本定例会には、平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げまして閉会といたします。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 9月28日

美濃市議会議長                      森                      福                      子

署 名 議 員                      古                      田                      豊

署 名 議 員                      太                      田                      照                      彦

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 4 号	平成29年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	平成29年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 9 号	平成29年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 5 5 号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 5 7 号	平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 5 8 号	平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 0 号	平成29年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
請 第 1 号	「2019年10月からの消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願	不 採 択

平成30年9月21日

総務産業建設常任委員会委員長 梅 村 辰 郎

美濃市議会議長 森 福 子 様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成29年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	平成29年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 3 号	平成29年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成29年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	平成29年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成29年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 5 5 号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 5 6 号	平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 5 9 号	平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決

平成30年9月27日

民生教育常任委員会委員長 梅 村 栄 一

美濃市議会議長 森 福 子 様